目　　次

２月定例会会期及び議事日程 …… 4
２月定例会付議事件 …… 5
△　２月６日（水）
出欠議員氏名 …… 7
地方自治法第121条による出席者 …… 7
開　　会 …… 8
議席の変更 …… 8
議席の指定 …… 8
会期の決定 …… 8
議事日程 …… 8
諸報告 …… 8
議案付議 …… 8
提案理由説明 …… 9
議案に対する質疑 …… 9
討　　論 …… 9
採　　決 …… 9
休　　憩 …… 9
出欠議員氏名 …… 10
地方自治法第121条による出席者 …… 10
再　　開 …… 11
常任委員の所属変更 …… 11
消防委員会委員補欠選任 …… 11
議案付議 …… 11
提案理由説明 …… 11
秀島敏行広域連合長 …… 11
議案に対する質疑 …… 14
広域連合一般に対する質疑 …… 14
佐藤知美議員 …… 14
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 14
佐藤知美議員 …… 15
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 15
佐藤知美議員 …… 15
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 16
佐藤知美議員 …… 16
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 16
佐藤知美議員 …… 16
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 17
佐藤知美議員 …… 17
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 17
佐藤知美議員 …… 17
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 17
佐藤知美議員 …… 18
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 18
佐藤知美議員 …… 19
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 19
佐藤知美議員 …… 19
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 19
佐藤知美議員 …… 19
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 20
佐藤知美議員 …… 20
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 20
佐藤知美議員 …… 21
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 21
佐藤知美議員 …… 21
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 21
佐藤知美議員 …… 21
松尾義幸議員 …… 22
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 22
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 22
大島豊樹消防課長 …… 23
休　　憩 …… 24
出欠議員氏名 …… 25
地方自治法第121条による出席者 …… 25
再　　開 …… 26
松尾義幸議員 …… 26
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 26
松尾義幸議員 …… 26
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 27
松尾義幸議員 …… 27
鳥井　武認定審査課長兼給付課長 …… 27
松尾義幸議員 …… 27
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 27
松尾義幸議員 …… 28
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 28
松尾義幸議員 …… 28
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 28
松尾義幸議員 …… 28
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 29

松尾義幸議員 …… 29
大島豊樹消防課長 …… 29
松尾義幸議員 …… 30
大島豊樹消防課長 …… 30
松尾義幸議員 …… 30
諸泉定次議員 …… 30
石丸忠夫消防副局長兼総務課長 …… 31
手塚義満消防局長 …… 33
諸泉定次議員 …… 33
石丸忠夫消防副局長兼総務課長 …… 33
諸泉定次議員 …… 34
石丸忠夫消防副局長兼総務課長 …… 34
諸泉定次議員 …… 34
石丸忠夫消防副局長兼総務課長 …… 34
諸泉定次議員 …… 34
手塚義満消防局長 …… 34
諸泉定次議員 …… 35
手塚義満消防局長 …… 35
諸泉定次議員 …… 35
野副芳昭議員 …… 35
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 36
野副芳昭議員 …… 36
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 36
野副芳昭議員 …… 37
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 37
野副芳昭議員 …… 38
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 38
野副芳昭議員 …… 38
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 38
野副芳昭議員 …… 39
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 39
野副芳昭議員 …… 39
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 40
野副芳昭議員 …… 40
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 40
野副芳昭議員 …… 40
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 40
野副芳昭議員 …… 40
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 41
野副芳昭議員 …… 41
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 41
野副芳昭議員 …… 41
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 41
野副芳昭議員 …… 42
休　　憩 …… 42
出欠議員氏名 …… 43
地方自治法第121条による出席者 …… 43
再　　開 …… 44
山下明子議員 …… 44
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 45
大島豊樹消防課長 …… 46
山下明子議員 …… 46
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 46
山下明子議員 …… 47
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 47
山下明子議員 …… 47
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 48
山下明子議員 …… 48
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 48
山下明子議員 …… 49
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 49
山下明子議員 …… 49
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 49
山下明子議員 …… 49
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 50
山下明子議員 …… 50
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 51
山下明子議員 …… 51
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 51
山下明子議員 …… 51
松尾安朋事務局長 …… 51
山下明子議員 …… 51
廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長 … 52
山下明子議員 …… 52
秀島敏行広域連合長 …… 52
山下明子議員 …… 53
大島豊樹消防課長 …… 53
山下明子議員 …… 53
大島豊樹消防課長 …… 53
山下明子議員 …… 54
議案の委員会付託 …… 54
散　　会 …… 55

△　２月12日（火）

出欠議員氏名　……　57
地方自治法第121条による出席者　……　57
開　　議　……　58
委員長報告・質疑　……　58
平間智治介護・広域委員長　……　58
討　　論　……　58
山下明子議員　……　59
採　　決　……　59
追加議案付議・提案理由説明・質疑・委員
会付託・討論　……　60
採　　決　……　60
議決事件の字句及び数字等の整理　……　60
会議録署名議員の指名　……　60
閉　　会　……　60
（資料）
一般質問項目表　……　63

２　月　定　例　会

◎　会　期　　７日間

議　事　日　程

日次	月　日	曜	議　事　要　項
1	２月６日	水	午前10時開会、議席の変更、議席の指定、会期の決定、諸報告、第25号議案付議、提案理由説明、第25号議案に対する質疑、討論、採決、常任委員の所属変更、消防委員会委員補欠選任、提出議案付議、提案理由説明、議案に対する質疑、広域連合一般に対する質問、議案の委員会付託、散会
2	２月７日	木	（常任委員会）
3	２月８日	金	休　　会
4	２月９日	土	休　　会
5	２月10日	日	休　　会
6	２月11日	月	休　　会
7	２月12日	火	（議会運営委員会） 午前10時開議、委員長報告、質疑、討論、採決、会議録署名議員の指名、閉会

◎　２月定例会付議事件

△広域連合長提出議案

第１号議案　平成25年度佐賀中部広域連合一般会計予算
第２号議案　平成25年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
第３号議案　平成25年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
第４号議案　平成24年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第２号）
第５号議案　平成24年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）
第６号議案　平成24年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第２号）
第７号議案　佐賀中部広域連合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例
第８号議案　佐賀中部広域連合事務分掌条例等の一部を改正する条例
第９号議案　佐賀中部広域連合副広域連合長定数条例の一部を改正する条例
第10号議案　佐賀中部広域連合情報公開条例の一部を改正する条例
第11号議案　佐賀中部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
第12号議案　佐賀中部広域連合行政手続条例の一部を改正する条例
第13号議案　佐賀中部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例
第14号議案　佐賀中部広域連合職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第15号議案　佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第16号議案　佐賀中部広域連合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
第17号議案　佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例
第18号議案　佐賀中部広域連合長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例
第19号議案　佐賀中部広域連合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
第20号議案　佐賀中部広域連合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例
第21号議案　佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例
第22号議案　佐賀中部広域連合広域計画について
第23号議案　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について
第24号議案　高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の委託について

△議員提出議案

第25号議案　佐賀中部広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例
第26号議案　佐賀中部広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例
第27号議案　佐賀中部広域連合議会会議規則の一部を改正する条例

△報告書等

議決事件の字句及び数字等の整理について

介護・広域委員会審査報告書

消防委員会審査報告書

第１号報告　　専決処分の報告について

平成25年２月６日（水）　　午前10時18分　開会

出　席　議　員

１．平　間　智　治	２．飯　守　康　洋	３．諸　泉　定　次
４．松　尾　義　幸	５．野　副　芳　昭	６．佐　藤　知　美
７．大　隈　正　道	８．筒　井　佐千生	９．山　下　伸　二
10．山　田　誠一郎	11．松　永　幹　哉	13．原　口　忠　則
14．川　副　龍之介	15．野　中　宣　明	16．亀　井　雄　治
17．福　井　章　司	18．山　下　明　子	19．黒　田　利　人
20．武　藤　恭　博		

欠　席　議　員

12．松　永　憲　明		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀　島　敏　行	副広域連合長	横　尾　俊　彦
副広域連合長	江里口　秀　次	副広域連合長	松　本　茂　幸
副広域連合長	江　頭　正　則	副広域連合長	御　厨　安　守
監査委員	松　尾　隼　雄	会計管理者	陣　内　康　之
事務局長	松　尾　安　朋	消防局長	手　塚　義　満
副局長兼総務課長兼業務課長	廣　重　和　也	消防副局長兼総務課長	石　丸　忠　夫
認定審査課長兼給付課長	鳥　井　　武	消防課長	大　島　豊　樹
予防課長	山　領　政　信	通信指令課長	鷲　崎　徳　春
佐賀消防署長	野　田　公　明		

◎　開　　会

○武藤恭博議長

おはようございます。ただいまから、佐賀中部広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎　議席の変更

○武藤恭博議長

日程により、議席の変更を議題といたします。

この際、議員定数の変更に伴い、議席を変更したいと思います。

お諮りします。お手元に配付いたしております議席表のとおり、議席を変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議席を議席表のとおり変更することに決定いたします。

◎　議席の指定

○武藤恭博議長

次に、日程により、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第２項の規定により、議長においてお手元に配付いたしております議席表のとおり、それぞれ指定をいたします。

◎　会期の決定

○武藤恭博議長

次に、日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期を、本日から２月12日までの７日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は７日間と決定いたしました。

◎　議事日程

○武藤恭博議長

次に、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり決定をいたしました。

◎　諸 報 告

○武藤恭博議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第１号のとおりであります。

報告第１号

諸　　報　　告

○例月出納検査の報告について

平成24年８月27日から平成25年２月５日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。

記

８月24日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成23年度　６月分）
（一般会計・特別会計等の平成24年度　６月分）

９月26日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成24年度　７月分）

10月24日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成24年度　８月分）

11月26日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成24年度　９月分）

12月25日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成24年度　10月分）

１月25日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成24年度　11月分）

◎　議案付議

○武藤恭博議長

次に、日程により、お手元に配付いたしておりますとおり、亀井議員外１名提出、平間議員外５名賛成による第25号議案　佐賀中部広域連合議会

委員会条例の一部を改正する条例が提出をされましたので、議題といたします。

◎　提案理由説明

○武藤恭博議長

お諮りします。本案は提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第25号議案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎　議案に対する質疑

○武藤恭博議長

これより質疑に入りますが、御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎　討　　論

○武藤恭博議長

これより討論に入りますが、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論は終結をいたします。

◎　採　　決

○武藤恭博議長

これより、第25号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

○武藤恭博議長

ただいま可決されました議案の公布手続がございますので休憩をいたしますが、本会議は10時30分に予鈴をいたします。

しばらく休憩をいたします。

午前10時23分　休　憩

平成25年２月６日（水）　　午前10時32分　再開

出　席　議　員

１．平　間　智　治	２．飯　守　康　洋	３．諸　泉　定　次
４．松　尾　義　幸	５．野　副　芳　昭	６．佐　藤　知　美
７．大　隈　正　道	８．筒　井　佐千生	９．山　下　伸　二
10．山　田　誠一郎	11．松　永　幹　哉	13．原　口　忠　則
14．川　副　龍之介	15．野　中　宣　明	16．亀　井　雄　治
17．福　井　章　司	18．山　下　明　子	19．黒　田　利　人
20．武　藤　恭　博		

欠　席　議　員

12．松　永　憲　明		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀　島　敏　行	副広域連合長	横　尾　俊　彦
副広域連合長	江里口　秀　次	副広域連合長	松　本　茂　幸
副広域連合長	江　頭　正　則	副広域連合長	御　厨　安　守
監査委員	松　尾　隼　雄	会計管理者	陣　内　康　之
事務局長	松　尾　安　朋	消防局長	手　塚　義　満
副局長兼総務課長兼業務課長	廣　重　和　也	消防副局長兼総務課長	石　丸　忠　夫
認定審査課長兼給付課長	鳥　井　　武	消防課長	大　島　豊　樹
予防課長	山　領　政　信	通信指令課長	鷲　崎　徳　春
佐賀消防署長	野　田　公　明		

○武藤恭博議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎　常任委員の所属変更

○武藤恭博議長

日程により、常任委員の所属変更を議題といたします。

介護・広域委員会委員の川副議員から消防委員会に委員会の所属を変更されたい旨の申し出があっております。

お諮りします。川副議員からの申し出のとおり、委員会の所属を変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり川副議員の委員会の所属を変更することに決定いたしました。

◎　消防委員会委員補欠選任

○武藤恭博議長

次に、日程により、消防委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りします。消防委員会委員の補欠選任につきましては、委員会条例第７条第１項の規定により、飯守議員、筒井議員、以上２名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、消防委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎　議案付議

○武藤恭博議長

次に、日程により、第１号から第24号議案、以上の諸議案を一括して議題といたします。

なお、専決処分の報告についてが第１号報告として提出されておりますので、申し添えます。

◎　提案理由説明

○武藤恭博議長

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○秀島敏行広域連合長

おはようございます。本日、ここに佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、平成25年度の予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、その概要を御説明申し上げますが、これに先立ちまして、新年度に向けての私の所信を申し述べさせていただきます。

本広域連合は、介護保険事務を広域で運営するため、平成11年２月に設立され、その後、平成15年４月に消防事務及び広域行政に係る事務を加え、併せて３事務の運営を行っております。

平成25年度から、消防事務において、神埼市及び吉野ヶ里町が加わることとなり、３事務のすべてが４市１町の共通事務となります。

現在、社会情勢は、経済の低迷、デフレの長期化などの厳しい状況となっている中、高齢化に伴う社会保障に関わる費用の急速な増大、また、東日本大震災の関連被害からの復興など大きな課題を抱えております。

このような中で、高齢者をはじめとした住民の生活を、より安全に、より暮らしやすくしていくことは、佐賀中部広域連合の役目となります。

本広域連合においては、厳しい社会情勢に対応し、より一層の経費節減に努めるとともに、その役割及び目的をしっかりと捉え、効果的な施策を実施していく所存であります。

これには、議員各位をはじめとして、構成市町や関係機関との連携を密にし、また、住民の皆様と協働していくことが必要となりますので、これまでどおり、そして、また一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各事務における施策の方針について申し述べさせていただきます。

まず、介護保険事務につきましては、介護保険制度については、要介護認定者の増加やサービス利用頻度の上昇が進んでいることなどにより、介護保険給付費は、制度が始まってから年々増加を続けております。

平成25年度は、第５期介護保険事業計画の中間地点となります。

本広域連合は、この事業計画において、介護保険制度運営の基本理念として「介護が必要となっても、その人らしく暮らしつづけることができる地域社会の構築」ということを定めております。

この基本理念を踏まえ、高齢者の方々が、健康

を保ち、生きがいを持った生活を行っていただけるよう図ってまいります。

このためには、地域において介護予防、総合的な相談・支援、権利擁護などを、包括的に担う地域包括支援センターの役割が重要であり、地域支援事業のさらなる推進を行います。

次に、適正な介護サービスの提供を図ります。

まず、公平・的確な認定調査等を行い、適正な要介護認定を推進いたします。

また、質の高い介護サービスの提供のために、まず、より質の高い介護サービス事業者を指定すること、また、指定を既に行っているサービス事業者に対して、指導監督を適切に行い、適正なサービス提供の体制づくりを推進していきます。

そして、この介護保険事務を支える財源として、住民の皆様からいただく介護保険料がありますが、安定する財源確保のため、住民の皆様それぞれに応じた、公平・公正な収納対策に努め、保険財政の安定運営に努めます。新しく第１号被保険者となる方、また、保険料の未納がある方に対して、個々の状況に応じた適切な納付につながる体制を構築していきます。

以上、介護保険事務に係る重点施策を申し述べましたが、高齢者の方々が、住みなれた地域での生活を継続できるようにするためには、介護保険制度におけるサービスだけでなく、いろいろな分野と協働した地域包括ケア体制の構築が必要となります。

構成市町の福祉施策と協力・連携していくこと、医療や福祉の分野と連携していくことが重要だと考えております。また、地域住民の皆様方と高齢者の生活を支えていく仕組みは欠かせないものであると考えております。

こういった地域社会が実現できるよう努力してまいります。

次に、消防事務について、申し述べさせていただきます。

一昨年発生した東日本大震災や昨年７月の豪雨などの自然災害をはじめとし、住民の安全を脅かす災害は後を絶たず、複雑、多様化または大規模化する傾向にあります。

各種の災害から住民の生命、身体、財産を保護するために、日々の訓練はもちろんのこと、各種研修会や大規模災害を想定した緊急消防援助隊合同訓練、国際消防救助隊九州ブロック訓練へ参加することにより、災害対応能力のさらなる向上を目指します。

また、平成25年４月１日から神埼地区消防事務組合と統合し、広域化することで、消防力の強化、住民サービスの向上、運営の効率化と基盤の強化を目指します。

さて、災害対応についてですが、平成24年中、火災件数は、100件であり、前年より13件の減少となっておりますが、いまだに尊い人命と財産が失われております。

引き続き、火災発生ゼロを目指し火災予防活動に取り組む所存であります。

次に、救急出動件数は、１万2,518件で前年より473件と大幅な増加となっており、救急需要への対応は重要な課題となっております。

より高度な救命処置体制のため、救急救命士の養成や研修を引き続き行い、救急隊員の更なるレベルアップを目指します。

さらに、ＡＥＤの操作を含めた救命講習の実施、応急手当の普及啓発を推進するなど、救命率向上に努めてまいります。

また、火災予防についてですが、住宅用火災警報器の設置について、その経過措置期間は平成23年５月末日までとなっていました。佐賀広域消防局管内における平成24年６月時点の推定設置率は79.1パーセントとなっております。今後も住宅用火災警報器の全世帯への設置を目指し、奏功事例の積極的な周知等、未設置世帯への働きかけを進めてまいります。

さらに、不特定多数の方々が利用される施設や社会福祉施設等の防火管理体制及び安全対策の指導の徹底を行います。

これらの施策により、消防の使命であります、住民の安全・安心を守るという目的達成のため、日々業務に邁進する所存でございます。

それでは、諸議案の概要について御説明申し上げます。

まず、予算関係議案につきまして御説明申し上げます。

予算編成については、厳しい財政状況の中、職員の適正配置、事務の見直し等に努め、経費の節減等を図っております。

第１号議案「一般会計予算」は、介護保険事務、広域行政に係る事務などに関する経費となっており、その予算総額は、８億4,359万円となっております。

平成24年度当初予算と比較しますと、介護保険事務関係では、歳入歳出同額で計上しております地域密着型施設等整備事業に係る経費を除きまして、約0.4パーセントの減となっております。

以下、歳出予算の主な内容について御説明申し上げます。

○　平成24年度からの第５期の介護保険事業計画における方向性を可能とする事務のために、必要な体制を構築いたします。

また、円滑な事務の実施を確保するために、

○　介護保険事務処理システムにつきまして、現在のシステムを新たに構築する必要が生じており、平成25年度から着手し、平成26年度内の構築を行うため、平成25年度及び平成26年度の２箇年の債務負担行為を措置しております。

次に、第６期の介護保険事業計画に向けて、

○　効果的な高齢者保健福祉施策に寄与するため、高齢者要望等実態調査を実施いたします。これにより、高齢者の状況、ニーズを把握し、これを第６期介護保険事業計画に反映することとしております。

次に、第２号議案「介護保険特別会計予算」は、予算総額274億160万円となっており、平成24年度当初予算額に対し、約3.7パーセントの増となっております。

歳出予算については、各年度のサービスの需要の見込みや、それを確保するための施策などを定めた第５期介護保険事業計画に基づき、必要な額を措置しております。

また、第３号議案「消防特別会計」は、予算総額約50億3,739万円となっており、平成24年度当初予算額に対し約26.5パーセントの増となり、神埼地区消防事務組合の予算を統合したことにより、大幅な上昇となっています。

以下、歳出予算の主な内容について御説明申し上げます。

○　老朽化しております車両等につきまして、導入計画に基づいた更新整備を行います。

平成25年度は、消防ポンプ付き救助工作車２台、高規格救急自動車１台、資機材搬送車１台及び事務連絡車３台を更新整備いたします。

○　次に、消防救急無線のデジタル化に取り組みます。

電波法の改正により、現在使用しているアナログ周波数の使用期限が平成28年５月31日であるため、デジタル化を図り、より高度で安定化した通信を実現し、消防活動の充実化に寄与します。この事業の２年目に係る予算を計上しています。

○　次に、現在の北部消防署及び小城消防署は、老朽化が進み、また、敷地等も狭隘であることから、防災活動拠点としての機能強化を図るため、新庁舎の建築を行います。

北部消防署については、平成24年度及び平成25年度の継続事業、小城消防署については平成25年度及び平成26年度の継続事業となっております。

○　また、神埼地区消防事務組合との統合に伴い、広域消防運営計画に基づき、吉野ヶ里町内に出張所を新設し消防力の強化を図ります。本年度については、建築及び設備の設計委託の経費を計上しております。

次に、平成24年度２月補正予算につきまして御説明申し上げます。

第４号議案「一般会計補正予算（第２号）」は、補正額1,820万円の増で、補正後の額は約10億7,255万円となっております。

その主な内容といたしましては、地域密着型施設等整備事業に係る増額などのほか、決算見込み等に伴う所要の調整を行っております。

次に、第５号議案「介護保険特別会計補正予算（第２号）」は、地域支援事業の費用に係る再確定及び精算に係る増額並びに決算見込みに伴う所

要の調整を行っております。

第６号議案「消防特別会計補正予算（第２号）」は、補正額４億4,379万円の増で、補正後の額は約45億4,691万円となっております。

その主なものは、先に平成25年度当初予算で述べました消防救急無線デジタル化整備事業であり、平成24年度に係る予算及び平成26年度までの債務負担行為を措置しております。

そのほか、神埼地区消防事務組合との統合に伴う事務引継に係る経費の増額、決算見込みに伴う減額となっています。

以上で予算関係議案の説明を終わりますが、細部につきましては、予算に関する説明書等により御検討をいただきたいと存じます。

次に条例等の議案につきまして、御説明申し上げます。

第７号議案「佐賀中部広域連合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例」は、介護保険法の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定及び事業に関する基準について、必要な事項を定めるものです。

第10号議案から第21号議案は、神埼地区消防事務組合との統合に伴い、消防職員の定数変更、神埼消防署の規定及び所要の経過措置を設けるものです。

第22号議案「佐賀中部広域連合広域計画について」は、本広域連合の基本的な方針等を定めております広域計画について、地方自治法第291条の７の規定に基づき議決をお願いするものであります。

広域計画については、本広域連合では５箇年ごとに策定しており、現在の計画の対象期間が今年度までとなっているため、次年度からの広域計画を定めるものであります。

その他の議案については、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○武藤恭博議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

◎　議案に対する質疑

○武藤恭博議長

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、これをもって質疑は終結いたします。

◎　広域連合一般に対する質問

○武藤恭博議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を開始いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

○佐藤知美議員

神埼市の佐藤です。今回の議会では、介護報酬改定は何をもたらしたかということで、訪問介護の生活援助時間短縮についてお尋ねをしたいというふうに思います。

ことし４月から改正介護保険法施行と同時に、介護報酬改定による新しい制度がスタートしました。2012年の１月25日、厚生労働省社会保障審議会の介護給付費分科会で取りまとめとして出されました訪問介護の際の生活援助45分、この問題は単なる時間短縮だけではなくて、生活援助の切り捨てになる重要な問題だと思います。

改定前の生活援助の基準時間60分を、掃除、調理が15分、洗濯が16.6分など、実態とかけ離れた時間設定、また、その時間を示す根拠のないデータをもとに45分に切り下げられました。これまでも介護保険制度の改定時期に合わせ、生活援助１回当たりの時間、訪問数が削減されてきましたが、今回の介護報酬改定は今まで以上に利用者や実際に現場で働いておられるヘルパーの方々が、また、事業者に大きな影響が出ているのではないかというように思いますが、実際に佐賀中部広域連合内で今回の報酬改定によってどのような影響が出ているのか、総括としてお尋ねをします。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

おはようございます。それでは、ただいま佐藤議員から御質問ありました訪問介護における生活援助に関する御質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、訪問介護の生活援助に関する今回の介護報酬改定内容等について御説明をしたいと

思います。

国が介護報酬の算定基準や各サービスの国の基準を定めようとするときは、社会保障審議会の意見を聞く、このように規定されております。さまざまな審議会を経まして、介護報酬の改定が行われております。そして、平成24年度介護報酬改定の中の一つとして、訪問介護の生活援助について、サービス提供の時間区分の見直し等が行われております。

この生活援助の時間区分については、サービスの提供実態を踏まえるとともに、限られた人材の効果的活用を図り、より多くの利用者に対しまして適切なアセスメントとケアマネジメントに基づきまして、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から時間区分の見直しを行ったとされております。

見直しの内容は、従来「30分以上60分未満」と「60分以上」だった時間区分が、それぞれ「20分以上45分未満」と「45分以上」の時間区分に変更されました。

改定の趣旨としまして、平成24年３月28日、参議院厚生労働委員会において、厚生労働大臣が説明しました内容を申し上げますと、これまでのサービスの提供の実態とか、限られた人材をどういうふうに働いてもらうか、そうした観点から時間区分の見直しを図り、45分で済むところは60分でやっていたよりも費用の負担も少なくて済むというわけですので、これを基本に見直しをいたしたということです。

また、見直し後もその利用者のニーズに応じて適切なアセスメントとケアマネジメントがあれば、今、行われている60分程度のサービスも受けられますし、90分程度のサービスを、より利用者の生活リズムに応じて複数回の訪問に組みかえたり、いろいろなことができると説明しております。

生活援助の時間区分の変更については、従来の60分を基準に提供していたサービス量を単純に減らしたものとは考えておりません。利用者の利便性、負担に配慮するとともに、事業者においては、より多くの利用者へのサービスの提供も可能という観点から、時間区分及び単位について、実態に即した見直しがされたものと考えております。

そして、生活援助の時間区分の変更による利用者や事業者への影響についてでございますが、制度改正の趣旨等が十分に浸透していない当初は、利用者や事業者にも戸惑いがあったと考えられます。しかし、これまで時間区分の変更による影響等に関しまして、利用者や事業者からは個別具体的な苦情、相談等はなされていないところであります。

以上です。

○佐藤知美議員

今、答弁をいただきましたけれども、実態に即したもの、それから、ニーズに応じたサービスを提供するということを主体に考えて時間区分の変更をしたということですけれども、この実態に即したということは、本当にそうなのかという疑問がずっとあるわけですよ。

さっき登壇して言いましたように、洗濯時間が16.6分とか、そういう数字まで出してきています。この時間設定の基礎となったものが、厚生労働省の生活援助の行為内容別のサービス提供時間の調査というのがなされていますよね。この調査というのは、どういう中身なのかわかりますか。わからなかったらわからんでも結構ですけどね。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

詳しい算出された根拠といいますか、資料の出どころといいますか、それについては把握しておりません。

○佐藤知美議員

この調査が、本当にずさんなんですよ。私どもの共産党の赤旗新聞が、この調査の資料を入手して、その実態を報道しました。それに基づいて国会でも質問を行いました。そこで我が党の田村智子議員が2011年の12月１日の厚生労働委員会で質問していますけれども、この質問に対して答弁が、小宮山厚生労働大臣でしたけれども、調査の方法が適切かチェックをしたいという答弁をしているんですよね。

なぜずさんかというふうに言うかと申しますと、この調査が実際の生活援助の行為時間、これを計算していないんです、全く。計測もしていない。

計測もしていないし、記録にも目を通していない。記録もとっていないわけですよね。個々人の家ですから、そういった家屋の状況や生活の人数の実態、そういうものを何にもつかまずにこういう数字を出しているわけなんです。

実際に皆さん方考えて、洗濯が16.6分でできるかと。幾ら自動であっても40分近くかかります。私もしました。38分かかりました。洗濯は、洗濯するだけではなくて、干して、そして取り込んでという一連の作業が１日の中でありますけれども、そういうものは全く見ていないわけですよね。どこから16.6分という数字が出てくるのか。それが本当に実態に即したというふうに厚生労働省が言いますけれども、実態に即していないということは、今、この問題言っても明らかではありませんか。どうですか。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

我々としましては、今回の改正は国のほうが十分な調査をされて、利用者のニーズや効率的なサービスの提供というのを行うというところでの改正が行われたものと思っております。

以上です。

○佐藤知美議員

何の効率なのかね。給付費の効率化です。本当に介護を受けている、あるいはヘルパーの訪問介護を利用されている、そういった方たちの思いというのは、全くここにはない。

それで、答弁の中で、この改定が始まった４月当初、利用者の方や事業者の方が戸惑いもあったと。しかし、経過することによって、事業者等からは具体的な苦情や相談、利用者からも受けていないということですけれども、今の答弁では中部広域連合が、この報酬改定によってどういう影響が出るかということを積極的につかもうという意志は全く見えていません。国が変えたから、それですっと行くと。しかし、全国的にはさまざまな影響が出ているわけですよね。佐賀でも出ているはずですよ。戸惑いがあったというふうに言いましたよね。どこにそういう戸惑いがあったのか、そういう原因は何なのか、そういうものをつかもうという意志が見えません。

だから、今回、質問していますけれども、そういう改定があった場合、どういう影響が出るのかと、また、出ているのかということを、事前に積極的につかむ必要があるんじゃないですか、お尋ねします。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

今回の制度の改正でございますけれども、国が調査を十分された上での改正があり、また、広域連合としましては、利用者、事業者のほうからの制度改正に対する、今のところ相談、苦情等があっていないというのが１つです。

それと、一部ではございますけれども、事業所のほうに時間区分に関する変更の確認は行わさせていただいております。本広域連合では、事業者に関しまして、実地指導や集団指導の場で質問、意見など伺えるような機会を設けておりますし、各種研修会でもそういった機会を設けております。

また、利用者につきましては、介護相談員が行う電話や訪問などによる相談事業、広域連合管内のおたっしゃ本舗の相談窓口などでさまざまな形で相談を受け付けております。今後ともこのような相談機会を設けることによって、事業者、利用者の意見は聞き取れるものというふうに思っております。

○佐藤知美議員

鳥井課長は、厚生労働省が十分に調査をされるというふうに言いますけれども、私、さっき言ったでしょう。十分な調査なんて見当たりませんよ、ここには。十分調査をすれば、こういう改定はなされていませんよ、恐らく。効率的に組み合わせ、例えば、掃除、洗濯を組み合わせして、60分かかっていたものを45分で、これできるじゃないかと、そういう精査はあるでしょう。精査はあったにしても、十分に実態を調査して、ニーズに合わせてと言うけれども、それは違いますと私は思う。あなたはそういうふうに言うけれどもね。

それで、介護報酬改定によって、そういう時間短縮があったわけですから、ケアプランの作成変更、これ当然必要ですよね。そのまま60分でいいという方は、60分でそのままいいですけれども、いや、これは短縮せざるを得ないという判断をす

れば、ケアプランの変更が必要ですけれども、ちなみに、愛知県の事業所においては、生活援助利用者の方々の48％がケアプランの変更がなされています。そのうちに、52％が60分から45分へ変更、43％が90分から60分へ変更というふうになっているんですよね。約半数の方が変更しているわけですよ。この佐賀中部広域連合の中でのケアプランの変更はどうですか。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

今回の改正の折、幾つかの事業所への確認をしたところでございますけれども、制度改正当初につきましては、生活援助の時間区分、これが変更されたために、今まで60分を区切りとしてケアプランを立てていたものを、利用者のニーズや必要とされるサービス量などを適切なアセスメントやマネジメントに基づきまして、生活援助の内容や提供時間について再検証した結果、45分を区切りとしたケアプランに見直す作業も行ったと聞いております。

今回の生活援助の時間区分の変更によりますケアプランの変更は、制度改正に対応するために行わなければならないものでございますし、その結果として、ケアプランの変更も多かったものというふうに考えております。

以上です。

○佐藤知美議員

佐賀中部広域連合においては、ケアプランの変更も多かったものと思われますという答弁ですけれども、実態はどうですか。つかまれていますか、お尋ねします。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

現時点では正確な数字は把握しておりません。

○佐藤知美議員

これはぜひ正確につかんでいただきたいというふうに思います。さっき言ったように、愛知県ではきちっと数字をつかまえて、影響等も調査をされているわけですから、そういう努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、３点目ですけれども、厚生労働省は、この介護保険をつくった当時から、在宅介護を中心に、基本にしながら重視をしてきたわけですけれども、この在宅介護のかなめである訪問介護、この時間短縮というものは、厚生労働省が言う、重視している在宅介護、これにも反する改定なんですよ。

ちなみに、ヘルパーの方の仕事の重要性として、老人の方がこういうふうに言ってあるんですよ。今の暮らしの中で一番の楽しみは何ですかというふうにヘルパーの方が聞いているんですよ。そしたら、あなたと話すことが一番の楽しみだというふうに言っているんです。ひとり暮らしですよね、当然ね。

介護保険法の第１条にうたってありますけれども、これ、介護保険の目的ですよね。目的で、介護が必要な人が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを給付するというふうに、目的としてうたっていますけれども、現在の生活援助は、単なる家事代行ではなくて、要介護者が人間として尊厳を保持し自立できるように働きかける専門性の高い、これがヘルパーの仕事ですよ。

時間短縮がヘルパーの業務にどのような影響を与えているか、実際、つかんであるならばお尋ねします。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

先ほどの回答でも申し上げましたとおり、制度改正の当初については、改正前の制度のほうになれていらっしゃったため、時間区分が変わったことで、従来の時間的な感覚が残っている間は時間が短く感じられて、会話ができないなどの戸惑いがあったというのは、一部の事業所から聞いております。

また、今回の見直しは、短い時間区分に移行するのではなくて、あくまでもより多くの利用者の方に適切なアセスメントとマネジメントに基づいて、必要とされます生活援助の内容や提供時間の再検証を行った結果、適切という判断ができれば、無理に時間区分を変更することもなく、従来どおりの時間提供を維持することも可能でございます。

今回の時間区分の変更は、生活援助の所要時間等に即した見直しを行われたものでございますので、45分を区切りとしたサービスが定着していけ

ば、利用者ごとのニーズに応じました効率的なサービスが提供できるだろうというふうに考えております。

以上です。

○佐藤知美議員

ヘルパーの業務にどういう影響を及ぼしているかということをお尋ねしたわけですけれども、これは京都のヘルパー協議会というものがありますけれども、そこが調査をしています。ヘルパーの業務にどういう影響が出たかということを調査しているわけですけれども、４月以降、訪問介護計画の時間では業務が終わらずに、ヘルパーが無報酬で対応せざるを得なかった件数ということで、無報酬で対応せざるを得なかった件数ゼロ件が89人の方、64％ですね、全体の。１件あったという方が17人、12.2％、２件あったという者が14人、率で10.1％、多い方は17件、無報酬で対応されている方がいらっしゃいました。この方は１人ですけどね。全体的に半数、６割の方々が無報酬で行ったことはなかったという回答がされていますけれども、その36％近くは無報酬でヘルパーの仕事、家事援助をなされているんですよね。こういう影響が出てきている。つまり60分以内に終わらなかったわけですよね。

それからもう１つ、訪問介護計画時間内で業務が終了できたかという質問ですけれども、時間内で業務は終了できている、これが43％ですよ、全体の。時間内では業務は終了できない、これが44件、34.4％、計画時間内で業務は終了できないため、無報酬サービス残業をしている、これは36名、28.1％、こういう影響が出ているんですよ。必ず佐賀中部広域連合内でも、こういうことがあっているはずですよ。これ、つかんでいないでしょう、佐賀中部広域連合として。

さっき言ったように、答弁があったように、多くの方々に利用してもらうということと、効率的にということを言われましたけれども、最初にあった事業所の中からは、当初、会話ができないと。会話する時間がないというのがありましたけれども、それがまさに影響の一つですよね。以前は60分でやっていたものを45分でしようと思えば、どうしても急ぐわけですよ。そうすると利用者の方と話す時間がない。さっき言ったように、あなたの楽しみは何ですかと聞かれて、訪問ヘルパーのあなたと話すことが一番の楽しみだと。だから、そういう時間がなくなっているわけですよね。楽しみを奪われているわけですよ、極端に言えば。だから、これもそういう実態をきちっとつかんでいただきたい。どうですか。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

平成23年の10月に開催されました第82回の社会保障審議会の給付費の分科会のほうで提示された中に、訪問介護の基準報酬についての資料というところであったんですけれども、そこでの厚生労働省の担当課長の説明の中に、生活援助のうち、利用頻度が高いのは何だろうかということで、掃除が81.7％、調理等が81.4％、洗濯が98.1％という数字があります。８割の方がその45分未満の所要時間で終了をしているということでございます。

ただ、生活援助の行為ごとの組み合わせ割合を見ますと、１つの行為のみで行われているのが全体の25.2％、２つの行為を組み合わせているのが36％で、３つの行為を合わせたものが38.7％という調査研究のデータがあると説明をされております。生活援助の組み合わせによっては、おおむね１つ、あるいは２つの種類であれば45分未満で区切りができるのではないか、それを超える場合がどうしても60分とか、それ以上の時間がかかるという説明をされております。

このことによって、利用者ごとのニーズに対しての効率的にサービスを提供することによって、利用者の利便性、負担に配慮して、事業者においてはよりよい多くの利用者の方へサービスの提供が可能という観点から、この時間区分が見直しという形でされておりますので、先ほども申し上げましたとおり、個々人の必要なサービスというのを利用者の方、それとヘルパー、ケアマネジメントの作成ということで介護支援専門員とか、そういう方々との十分な協議をしていただいて、利用者が本当に必要であるという内容を十分吟味していただければ、その時間で設定するわけですので、全てを短くするという考えには立っていないとい

うことを申し上げたいと思います。

○佐藤知美議員

行為の組み合わせ、３つが38％ですか、１つか２つが多いということですけど、行為というふうに見るとそうかもしれません。しかし、私がヘルパーの仕事として人間性を保持し、そして自立を促す、そういう重要な仕事なんだというふうに言いましたよね。そこを考えると、その時間短縮が何をもたらしているかということですよ。さっきから言うように、会話が少なくなったということでしょう。ヘルパーの仕事というのは、そういう家事援助も当然ですけれども、それよりもまして、その利用者の方と話をする、コミュニケーションをとることによって、その人の体調がわかったり、その人のきょうの精神状況がわかったりするわけですよ。そういう重要な役割を持っているわけですよね。やはりそこを考えると、その時間短縮は、利用者の方々にとって忙しく働いておられるヘルパーに声をかけることができない。わずか15分ですけれども、利用者にとっては、あるいはヘルパーにとっては、されど15分ですよ。本当はゆっくり話もして楽しみたい。しかし、そういうものができなくなったというのが、この時間短縮ですよ。

それで、今、ヘルパーに対する影響をちょっとお聞きしましたけど、今回の介護報酬改定によって、事業所の収入、あるいはヘルパーの賃金、これがどういうふうになっているのか、お尋ねをします。

ヘルパーの給与がどういうふうに変わったかという、これも京都のヘルパー協議会が調査していますけれども、賃金が上がったというのはゼロ％ですよ。賃金が下がった、55％、変化はないが39％です。当然時間が減っているわけですから、単価も下がるわけですよ。そうすると、さっき言われたように件数をふやすしかない。これ、事業所にとっても同じですよね。事業所はこれまでの収入を維持しようとすれば、短時間で対応して訪問件数をふやす、あるいは新たにヘルパーを雇用して訪問件数をふやしていく、そういう対応をせざるを得ないというふうに思いますし、そういう実態が京都のヘルパー協議会の中では出ているということを紹介しながら、その事業所の収入、ヘルパーの給与、そこの減少している部分はないのか、お尋ねをします。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

今回の生活援助の時間区分が60分の区分から45分の区分に変更されましたけれども、その分、より多くの利用者へサービスの提供が可能となるということで、事業所への収入に影響が出るというのは少ないというふうに考えております。

また、事業所の収入の大半を占めております訪問介護サービス費の平成23年９月と平成24年の９月の給付額を比べてみますと、平成23年９月は訪問介護、介護予防訪問介護の合計で約１億218万円です。平成24年９月においては、約１億687万円と、前年より若干伸びているというのが数字でございます。以上のことから、事業所の収入というのは、減少しているとは今のところ考えておりません。

また、ヘルパーの賃金についてでございますけれども、正規職員につきましては、賃金体系が月額の固定給ということでございますので、事業所同様に影響はないというふうに考えております。

以上です。

○佐藤知美議員

給付費から見ればそういうふうに若干ふえているということですけれども、そのヘルパーの方ですよね、正規の方は月給ですから変わりませんと、それはそうでしょう。しかし、全てが正規じゃないでしょう。そこはどうなんですか。正規職員でない、非常勤であったり嘱託であったり、そういう形のヘルパーの、月給制でないヘルパーの方の給与はどうなっているんですか。わかりますか。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

済みません、この時点ではその資料は持ち合わせておりません。

○佐藤知美議員

恐らく下がっているんじゃないですか。時間が減っているわけですからね、訪問時間が。それで件数を多く利用者の方に提供しているところであるならば、それは変わらないかもしれませんけれども、やはりヘルパーは１人の人間ですから、ま

してや京都の例のように無報酬でサービスを残業してでも提供している、そういう方もいらっしゃるわけですから、そういう実態が、私はあると思いますので、こういう改定があった時期には、そういう調査も影響を事前に把握すべきだというふうに思います。

さっき言いましたように、利用者との会話が減少したという傾向は全国的にあります。さっきも事業所からそういう報告があったということですけれども、そういう状況にいるヘルパーの思い、利用者の方とゆっくり話をして――ゆっくりでもないですよね、15分の違いですから、ゆっくりもないけれども、その時間さえなくなったという現場のヘルパーさんたちの思いを、やはり広域連合としてもきちっと把握をすべきだと思いますよ、こういう実態も含めて。給与のことも含めてね。いかがですか。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

制度の改正の当初については、やはり制度改正になれていない、時間区分が変わったということで、やはり従来的な時間的な感覚が残っている間は、どうしても時間が短く会話ができないと、先ほど言われたようなことを事業所のほうからお聞きしております。ただ、今後はやはり利用者の方のニーズに合うような生活援助のプランを立てていただくことによって、確かに時間的に全てを削減するじゃなくて、その人に合った生活援助というのを十分協議していただければ、その部分を解消できるんではないかなというふうに思います。

以上です。

○佐藤知美議員

利用者のニーズに合うような生活援助、それは当然ですよね、当然です。利用者の方の時間短縮によってどういうことが生じているかということで、１つ事例を挙げますけれども、60分のときにはヘルパーの来る時間がわかっていますよね。そうすると、買い物をする、そういったものをメモ用紙に書いて、ベッドで待ってあったんですよ。しかし、時間が15分減ったということで、その方は買い物するメモと財布とかごと持って、ヘルパーが来る時間に合わせて自分も玄関まで行っているわけですよ。そうしないと45分以内に終わらないと。調理も、時間がかかるやつは、やっぱり省きますよね。悪くすれば惣菜とか、そういうものを買ってきて済ませてしまうという、そういうことまで起きているわけですよ。

だから、厚生労働省が十分に調査をしてというふうに言いますけれども、全く利用者の実態に即していない、そういう報酬改定ですよ。時間短縮ですよ。実際の一つのこと、洗濯、炊事、そのことの計算もせずに、実態も記録せずに、報酬改定でこういう時間短縮をやったと、これは事実ですよ。だから、こういう法の改定はありませんよ。特に介護保険の中で。人間としての尊厳を保ち自立を促していく、それが介護保険の目的でしょう。そうであるならば、在宅介護を充実する厚生労働省であるならば、こういう訪問、生活援助の訪問時間短縮はありませんよ。

それで、私はこの制度は改定をすべきだと、ここで改正すべきだと言っても、はい、しますと、ここで何ら変えられる問題ではありませんけれども、しかし、私はやはり本当に利用者の方のニーズを考えるならば、制度改正を当然するべきだというふうに思いますけれども、どのように考えますか。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

この制度の改正のときの社会保障審議会の中でも、やはり利用者の方のニーズに十分配慮してプランを立てて、その時間短縮だけが表に出るようなことがないようにというような形で、審議会の中でもいろいろ議論があっているみたいですので、やはりそれを今後ともしっかりと周知していただくということと、今回の改正もやはり利用勝手がいいように、利用をしやすいように制度を改正するというのが根本でございますので、その趣旨をやはりサービス利用者の方や事業者の方、利用者の方が御理解をいただいて、基本的な考えを御理解いただいて、両者のニーズに応じて適切であるアセスメント、またはケアマネジメントをしていただいて、それを努めていただくというのが、今、大切なときではないかなというふうに思います。

以上です。

○佐藤知美議員

今回の時間短縮、これは利用しやすいようにすることが基本だったと。時間短縮によって、多くの人にその利用をしてもらうということは可能でしょう。それはわかります。しかし、利用しやすくなるという、そのことが、私には思い浮かぶことができないんですよ。なぜ利用しやすくなるのかと。多くの人が時間短縮によって訪問する件数が多くなるから、多くの人が利用できると、それはわかりますよ。それが利用しやすくなるんですか。しかし、その時間短縮によって影響がさまざま出ているわけでしょう。そういう影響が出ている中で、利用しやすくなるというふうな、そこがわからないんですよ、私は。どうですか。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

生活援助の時間区分の変更は、必要なサービスに上限を設けたというのではなくて、ケアプランの点検で、それによってまた適切なサービスの内容というのを、皆さんで御協議いただくということによって、いろんな発見もあって、利用しやすくなっていく、一つのきっかけというのでも取り組んでいただけるのではないかなというふうに思います。

○佐藤知美議員

本当に私は利用しやすくなるということが、今、聞いても、なかなか理解できないんでいるんですけれどもね。今回の時間短縮の中で、これは今、制度化されていますから、これは変わらないわけですよね。利用者の方々もケアプランの変更をして、こういう時間対応をしているという状況があるわけですけれども、それを補うものとして、補うというか、各市町に介護状態にならない、そういう軽度支援事業がなされていますけれども、ここでもヘルパーに限りませんけれども、訪問で生活援助されていますよね。そういったところで、この時間短縮された部分を補うということはできませんか。各市町の政治的判断、条例を改正してね、そういうことはできませんか。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

議員言われました、その軽度の生活支援事業でございますけれども、これは各市町が実施されている事業でございます。現在、このサービスを利用できる対象というのが、介護保険の要介護認定、または要支援認定を受けていない方ということになっておりますので、介護保険の訪問介護を利用される方はもう対象とならないということになりますので、本広域連合としましては、軽度生活支援事業で補うことはできないというふうに思います。

○佐藤知美議員

制度として違いますからね、そういう状況になるかなとは思いますけれども、しかし、ここにまた矛盾があると思うんですよ。市町の軽度支援事業については、神埼市においては個人利用者の方の負担は200円ですよね。非常に軽費なお金で利用できるわけですけれども、ところが、介護保険制度の中でのヘルパーの時間短縮がなされている。市町の軽度支援事業は１時間ですよね。全然変わりません、介護保険と関係ありませんから。

本来、最も必要とする生活支援事業、介護保険の中でもね、厚生労働省も重視をしている在宅介護の中心ですよ。基本ですよ。そこがなぜこういうふうに時間短縮をなされるのか、非常に矛盾だと思うんですよ、私は。もちろん介護状態に陥らないようにすることは重要ですよ。そこはそこで結構なんですけどね、介護状態に陥った人の利用者の状況を考えるならば、ここの時間を切り詰めるということは、利用者のニーズとは合っていないと私は思いますよ。矛盾だと思いますよ。

だから、介護保険ができて制度が変わるたびに国会でも、私たちは共産党の国会議員が質問をし、その改正を求めてきましたよ。今回の問題を、さっき質問でも言ったように、国会でこの介護報酬改定について質問をしていますよ。そうやって実態を国会の中でも明らかにし、そして、国民の皆さんにも知らせていって、これは国の制度として本当に改正、改定なのかという問いをしているわけですよ。だから、今回の介護報酬改定の問題も国会でも論戦していますけれども、これはぜひとも次、改正をしなくてはならないという立場で、日本共産党、今後とも国会でも頑張ってまいります。

以上で質問を終わります。

○松尾義幸議員

４番、小城市の松尾義幸です。通告に基づきまして、２問、質問いたします。

１問目は、昨年４月、介護報酬の改定が実施をされました。既に10カ月経過したわけですけれども、先ほど佐藤議員から質問が行われまして、それとかなり重なる点もありますが、生活援助の見直しについて質問をいたします。

２点行います。

１点目は、生活援助の見直しによる影響について。佐賀中部広域連合として事業者や利用者の声が把握できているかということです。

２点目は、訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件が引き上げられました。この資格引き上げの要件を満たす事業者数、要件を満たさない事業者数は、佐賀中部広域連合管内に幾つありますか。要件を満たさない事業所は、介護報酬が１割減額されることになりましたが、経過措置もあるわけですが、これに該当する事業所があるか、質問いたします。

２問目に移ります。

２問目は、防災の出前講座についてです。

一昨年３月11日に発生した東日本大震災で多くの人命が失われ、現在も避難生活を余儀なくされているたくさんの方々がおられます。この東日本大震災を契機に、国民の防災に対する意識が大きく変わってきています。大震災の発生から３日後の14日に消防庁長官より佐賀県に緊急消防援助隊佐賀県隊の出動指示があり、佐賀広域消防局からも東北の災害現場に出動され、行方不明者の検索行動を行われています。その経験などを、小中高、老人クラブ、地域自主防災組織などを対象に、希望をとって出前講座が実施できませんか。

先ほど申し上げました緊急消防援助隊は、平成７年１月17日に発生した阪神・淡路大震災後の６月に消防組織法の改正により、広域的に消防機関の職員の応援出動などを迅速に行うということで整備をされました。平成25年度末までに指揮、支援隊などの整備を、全国で4,500隊の登録を目標にしていますが、現在の全国、佐賀県の状況はどうなっているか、以上、２問、質問いたします。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

それでは、まず初めに生活援助の時間区分の見直しについてお答えしたいと思います。

平成24年度の制度改正により、訪問介護に係る生活援助のサービス提供時間区分が、「30分以上60分未満」及び「60分以上」の２つの区分から、「20分以上45分未満」及び「45分以上」の２つの区分へとそれぞれ変更になっております。

この生活援助の時間区分については、サービスの提供実態を踏まえるとともに、限られた人材の効果的活用を図り、より多くの利用者に対しまして、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から時間の見直しを行ったとされております。

今回、一部ではございますけれども、事業所に確認をしたところによりますと、今まで60分を区切りとしてサービスを提供することになれていたところもあり、現場でサービス提供時の時間配分がうまくいかずに戸惑いがあったということも聞いております。

しかし、今回の制度改正については、サービスを利用しやすいための時間区分の変更とされていることから、この45分を区切りとしたサービスが定着していきますならば、利用者ごとのニーズに対応した効率的なサービス提供ができるものと考えております。

以上です。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格等についての御質問にお答えいたします。

訪問介護事業所につきましては、厚生労働省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第５条第２項の規定により、常勤職員で、専ら職務に従事する者のうち、１人以上のサービス提供責任者を配置することとなっております。

今回の法改正から、サービス提供責任者の任用の資格要件につきましては、介護福祉士、看護師、准看護師、実務者研修修了者、介護員養成研修の

介護職員基礎研修課程、または訪問介護員１級課程を修了した者、２級課程の介護員養成研修を修了した者であって、３年以上介護等の業務に従事した者のいずれかとなっております。

このうちサービス提供責任者の質の向上を図る観点から、２級課程の介護員養成研修を修了した者であって、３年以上介護等の業務に従事した者をサービス提供責任者として配置している事業所に対しまして、介護報酬の１割を減算することとなりました。

平成25年２月１日現在の広域連合管内の訪問介護の事業所の数は80事業所ございます。１割減算になる事業所が８事業所で、そのほかの事業所が72事業所となっております。

○大島豊樹消防課長

議員の御質問にお答えをいたします。

東日本大震災における緊急消防援助隊佐賀県隊の活動実績の講演につきましては、佐賀県を初めとして、事業所やその他ボランティア団体などからの御依頼をいただきまして、実際に佐賀県隊として出動した職員を派遣して、１時間乃至２時間の講演を実施いたしております。

佐賀県主催での講演会では、自治体職員約100名の方を対象に、県の代表消防機関としての立場から、佐賀県隊の集結、部隊の移動、被災地であります岩手県野田村での活動について講演させていただいております。

事業所やボランティア団体からも、東日本大震災での活動実績に係る講演依頼を７件ほどいただきましたので、延べ1,000名ほどの方々に、佐賀県隊の活動状況についてお話しする機会をいただいたところであります。

こうした講演のほかにも、各消防署におきましては、定期的に学校、病院、工場、百貨店、旅館などの防火対象物のほか、地域の防災訓練にも赴きまして、防火講話や避難訓練などの防火指導を行っております。

このような機会にも、東日本大震災の脅威、その教訓を踏まえました日ごろからの備えや避難の方法などについて、広報を行っているところであります。

東日本大震災から月日がたつにつれ、緊急消防援助隊佐賀県隊の活動実績に係る講演依頼は減りましたけれども、議員おっしゃられるとおり、住民の方々の防災意識を風化させないためにも、依頼がございましたら、できるだけ対応していきたいというふうに思っております。

また、小・中学校、そういうところから希望をとってでも開催できないかというようなところでございますけれども、佐賀広域消防局といたしましては、希望をとって開催するということは考えておりません。

先ほど申し上げましたように、事業所や学校など、防火訓練や避難訓練は年間を通して定期的に実施いたしております。この折にも東日本大震災の出動体験の話をさせていただいております。

また、今後におきましても、東日本大震災に関する講演などの依頼には、可能な限り対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、緊急消防援助隊の登録数についての御質問でございますけれども、平成24年６月１日現在で、全国781消防本部から4,431隊が登録されています。平成25年３月までに、消防庁の無償使用制度により、新たに118台の消防車両が全国各地に配備されることとなっておりますので、その時点で総計で4,549隊が登録されることになり、平成21年３月に変更されました緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の登録目標数4,500隊を達成することとなります。

また、佐賀県の登録状況につきましては、平成24年６月１日現在で、県下７消防本部から32隊が登録されております。

ちなみに、佐賀広域消防局は、県の代表消防機関として、指揮隊を初め、救助部隊、消火部隊、救急部隊、後方支援部隊など、13隊52名を登録しておるところでございます。

佐賀広域消防局といたしましては、いかなる要請にも応じられるよう、日ごろの訓練に加え、全国訓練、九州ブロック訓練にも積極的に参加し、あらゆる災害を想定した訓練を実施いたしているところでございます。

以上でございます。

○武藤恭博議長

松尾議員の質問中でございますけれども、ここで暫時休憩をいたします。

本会議は12時57分に予鈴をいたします。

しばらく休憩をいたします。

午前11時50分　休　憩

平成25年２月６日（水）　　午後１時00分　再開

出　席　議　員

１．平　間　智　治	２．飯　守　康　洋	３．諸　泉　定　次
４．松　尾　義　幸	５．野　副　芳　昭	６．佐　藤　知　美
７．大　隈　正　道	８．筒　井　佐千生	９．山　下　伸　二
10．山　田　誠一郎	11．松　永　幹　哉	13．原　口　忠　則
14．川　副　龍之介	15．野　中　宣　明	16．亀　井　雄　治
18．山　下　明　子	19．黒　田　利　人	20．武　藤　恭　博

欠　席　議　員

12．松　永　憲　明	17．福　井　章　司	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀　島　敏　行		副広域連合長	横　尾　俊　彦	
副広域連合長	江里口　秀　次		副広域連合長	松　本　茂　幸	
副広域連合長	江　頭　正　則		副広域連合長	御　厨　安　守	
監査委員	松　尾　隼　雄		会計管理者	陣　内　康　之	
事務局長	松　尾　安　朋		消防局長	手　塚　義　満	
副局長兼総務課長兼業務課長	廣　重　和　也		消防副局長兼総務課長	石　丸　忠　夫	
認定審査課長兼給付課長	鳥　井　　武		消防課長	大　島　豊　樹	
予防課長	山　領　政　信		通信指令課長	鷲　崎　徳　春	
佐賀消防署長	野　田　公　明				

○武藤恭博議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続行いたします。

○松尾義幸議員

４番松尾です。これから一問一答に入ります。

１問目の生活援助についてです。

昨年４月から介護報酬が改定されまして、生活援助について２つの区分がありますが、１つは、これまで30分から60分であったものが20分から40分となり、報酬単位も229単位から190単位と、17％下がりました。２つ目は、これまで60分以上だったものが45分以上となり、報酬単位も291単位から235単位、19.2％下がりました。このことにより、事業主や従業員への影響はあっていないか、改めて質疑をいたします。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

回答したいと思います。

今回の生活援助の時間区分の変更によりまして、時間が短縮されましたけれども、その分、より多くの利用者の方へのサービス提供が可能になったということがありますので、事業所への収入に影響が出ることは少ないと考えております。

また、事業所の収入の大半を占めております訪問介護サービス費の平成23年９月のものと、平成24年９月の給付費を比べてみますと、平成23年９月につきましては、訪問介護、介護予防訪問介護の合計でございますけれども、約１億218万円、平成24年９月でございますけれども、約１億687万円と、前年より若干の伸びを示しております。このことからも、訪問介護事業所の収入が減少しているというふうには考えておりません。

また、ヘルパーの賃金に関しましても――正規職員というふうにとらえておりますけれども――につきましては、賃金体系が月額の固定給ということでございますので、事業収入同様の影響、また、ヘルパーへの影響というのはないというふうに考えております。

以上です。

○松尾義幸議員

先ほど総括の答弁と、ただいまの答弁をいただいたわけですけれども、既に佐藤議員とのやりとりで重複していきますので、私は具体的なことを申し上げたいというふうに思います。

さらに、基本的なことについては、要するに生活援助についての時間短縮について、佐藤議員のほうから触れられておりますので、重複をしないようにしたいというふうに思います。

先ほど私申し上げました２つの区分により、それぞれの時間短縮が行われたことによって、利用者に影響が出ているという点で、一、二事例を申し上げたいというふうに思います。

これは全国的な規模での調査ですけれども、佐賀中部広域連合では、そういう相談も受けていないということでしたけれども、１つの例は、この方は88歳の方で、ひとり暮らしの女性で要介護２の方です。ふろの掃除を週１回に減らしたと、調理の下ごしらえはなるべく自力で行うようにし、味つけについてはヘルパーさんと相談しながら調理するようにしたが、右肩の痛みが悪化してきたということで、自助努力はされているわけですけれども、非常に余分な負担がかかっているという事例だと思います。

もう１つの事例は、一人息子さんを亡くした84歳の女性で、この方もひとり暮らしで要介護２の方です。悲しみを乗り越えて、いつもの生活と笑顔を取り戻せたのは、ヘルパーさんがいてくれたから。一人だったら息子の後を追って私も死んでいたかもしれない。つまり、私にとってヘルパーさんは命綱なんですと。ヘルパーさんは身体だけでなく心も元気にしてくれる、そんな存在です。だから、生活援助が使えなくなると、死ねと言われるようなものですと、ヘルパーの重要性を語っています。

このように、佐藤議員が言いましたように、ヘルパーの方が訪問して話を聞く、あるいは、そういうときに、その方の状況がわかるというふうに、非常に重要な部分があるわけですけれども、先ほどの答弁を聞いておりますと、厚生労働省が言う行為区分によって、先ほども鳥井課長がパーセントで報告をされておりましたけれども、掃除、調理、洗濯と、この３つについてあったわけですけれども、今、後段に紹介しました事例というのは、

やはりこの心のケアに大きな貢献をしているということを申し上げたわけですけど、そういう点について、佐賀中部広域連合として、介護事業者が行っている訪問介護のいわゆる生活支援について、どのように考えられますか。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

今回の改正によりまして、時間の区分が若干変更になっているわけでございますけれども、その利用についての、やはり利用者の方とヘルパーと、あとマネジメントとのお話し合いが一番重要じゃないかなというふうに思います。そうやってコミュニケーションをとっていただくことによって、やはり、今本当に必要な援助というのはどういうものか、どのくらいかかるのかというのをお互い理解することによって、このサービスについての考え方がお互いの共通認識として持てるというふうに思います。

それと、コミュニケーションの問題ですけれども、確かに制度改正当初における短くなったような改正によって、その点が非常に思いとしてあられるかと思いますけれども、業務をされる中で、これまでのずっと培われたコミュニケーションを十分に発揮していただければ、お互いの話題とか、そういうものは十分できてくるかと思いますので、今後その改正の基本理念を御理解いただきながら、今後の生活援助にしていただければというふうに思っております。

○松尾義幸議員

ただいま答弁をいただきました。それで、報酬単位のことを私申し上げましたけれども、報酬単価ですね、これはどのようになっているかということで、質疑を行います。

先ほども報酬単位のことで申し上げましたけれども、この報酬単価が佐賀県の場合、どのようになっているのか、また、全国ではどうなっているのか。１単位当たりについて質問いたします。

○鳥井　武認定審査課長兼給付課長

まず、地域報酬単価についての御説明をさせていただきたいと思います。

介護サービスの介護報酬は、厚生労働大臣が定めます介護給付費の単価数表により算定されております。これが地域ごとに決められておりまして、１単位の単価は10円を基本として、地域ごと、サービスの種類ごとに人件費の地域差分を上乗せされております。そして、地域ごと――全国を９つの区分にされておりまして、１単位の単価は10円から11円26銭までとなっております。最高が東京都の特別区でございまして、11円26銭。佐賀県内の市町の報酬単価につきましては、１単位10円となっております。

以上です。

○松尾義幸議員

報酬単価については、佐賀県内、私どもが属しておる、佐賀中部広域連合も含めて10円ということでわかりました。

そうしますと、先ほど私単位のことを申し上げましたけれども、30分から60分であったものが、20分から45分、報酬単価が229単位から190単位というふうに申し上げましたけれども、これが2,290円から1,900円に下がるわけですね。さらに、60分以上であったもの、これが45分以上となることによって、291単位から235単位に下がりますので、2,910円から2,350円に下がるということになるわけです。そうしますと、これまで１人当たり2,910円いただいていたのが、これが最高でも2,350円になってしまうということで、訪問介護事業所並びにヘルパーは大変な状況になっているんではなかろうかというふうに、私は思うわけです。

そうした点で、総括でも質問申し上げましたけれども、訪問介護事業者の数を先ほど報告していただきました。それによりますと、全体で佐賀中部広域連合管内80事業者あるということでしたけれども、そのうちに、いわゆるサービス提供責任者の要件ですね、これが引き上げられたということで、該当しないところが８事業者あったということですけれども、この８事業者に対して経過措置もあったと思いますので、どのような対応を佐賀中部広域連合として指導なされたのか、質疑いたします。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

経過措置の対応でございますが、平成24年４月の制度改正により、本来であれば、この時点で制

度の適用ということになって、介護報酬が１割減となるわけでございますが、経過措置が設けられております。

その内容といたしまして、２点ございます。１点目は平成24年３月31日現在、現にサービス提供責任者が引き続き責任者として従事をすること、２点目は、当該サービス責任者が平成25年３月31日までに介護福祉士の資格取得、または実務者研修、介護職員基礎研修課程もしくは訪問介護員１級課程の修了が確実に見込まれることということで、佐賀中部広域連合長に平成24年４月末日までにその届け出を提出していることであります。

この２点の要件を満たした事業所は、平成25年３月31日の間、介護報酬から１割の減算が適用されずに、従来どおり10割給付となります。

○松尾義幸議員

この介護報酬の減額については、いろいろ問題が起こっております。私が調べましたのでは、千葉県で、この経過措置の説明が十分行き届かなかったために、事業所が報酬から140万円の返金を求められています。これに日本共産党の国会議員が相談に乗って、やはり経過説明が不十分ということで、ホームページ等に載せていただけと、そういうふうな状況から、この報酬をまた戻すということが行われているわけですよ。そういう点で、佐賀中部広域連合として十分な対応がされたかどうか。

それから、具体的に減額をした事業所があるのか、その点について質疑します。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

連合の対応についてお答えいたします。

まず、平成24年３月８日、９日に開催いたしました報酬改定に関する介護保険事業者説明会の折に、訪問介護事業者に対しまして、２級訪問介護員のサービス提供責任者配置の減算に係る経過措置につきまして説明を行っております。また、平成24年４月16日付で、全訪問介護事業所に経過措置の届け出を促す通知を発送しております。その結果、経過措置の適用の届け出がなされた事業所が８事業所ありました。

その後、６月６日、７日の両日に、集団指導の折に訪問介護事業所に対しまして再度経過措置について説明をしたところでございます。

このような対応をしておりましたが、実地指導の際に、届け出をされていない事業所が１カ所判明をいたしました。指導としては、減算対象月の５月からの介護報酬の１割、128万円の減算指導を行っております。

○松尾義幸議員

今、説明をいただきましたけれども、３月８日、９日に経過措置のことについても、事業所に説明会を開いたということで、その後に、実地指導で１事業所、128万円の減算があったということを、今報告いただいたわけですけれども、確かに私見てみますと、要件の引き上げですね、いわゆる提供サービス責任者、介護福祉士を中心にして看護師、准看護師、報告をされましたけれども、では、この５月から減額をされたのは、いつまで減額をされ、現在はどのように指導をして改善をされているか、質疑いたします。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

実地指導は10月10日に行っております。その際、たまたま訪問介護事業所の指導ということになりましたので、そこの事業所が対象の届け出に満たない事業所でございましたので、減算という形になりました。そこの事業所は、この実地指導の直後に介護福祉士の資格を有するサービス提供責任者の交代がなされております。現在、減算もなく、介護報酬の給付は受けられております。ですから、10月の指導後すぐに配置をなされましたので、11月以降については、そのまま10割給付ということになります。

○松尾義幸議員

実際に佐賀中部広域連合管内でも、１事業所減額が行われているということが報告をされたわけですけれども、昨年４月の介護報酬改定は、やはり事業所にとっても、働くヘルパーにとっても、非常に苛酷な改定ではなかったかというふうに考えています。90分でも60分でも足りない生活援助が45分に短縮をされ、ヘルパーさんに調理してもらう時間が確保できず、コンビニ弁当や配食サービスにした利用者も少なくないと聞いております。

わずかな年金で生活する高齢者は、利用料の１割負担や保険料の支払いと生活費のために、デイサービスの回数を減らし、通院も控えるようになってきました。尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができると、介護保険法第１条には述べてありますけれども、今申し上げたように、昨年４月の報酬改定で、暮らしと命を脅かす事態になっているということの具体例を少し御紹介したいというふうに思います。

これ、私が手にしておりますのは「しんぶん赤旗」昨年の12月６日付です。訪問介護事業所の所長に聞くということでありますが、こう言われております。これは女性の42歳の所長さんですけれども、幾ら時間をかけて訪問しても、介護報酬は60分から70分程度の2,350円で頭打ちになりました。これでは事業が成り立たない。減収に伴って、４月から常勤職員の給与を月２万円下げたと。非常勤の登録ヘルパーは実働時間の減少で、月収７万円から８万円の人が月６万円を切るまでになったと。募集しても新しいヘルパーは集まらず、ヘルパーの資格を取るため研修に来た人も、余りの低賃金に他業種へ移っていくと、こういうことを述べられ、この人が所属している北海道小樽市の社会保障協議会では、一般的に社保協と言っておりますけれども、昨年の11月末に市内42の全訪問介護事業所に呼びかけて、介護問題交流集会を開いています。18事業所の管理者やヘルパー42人を含む60人が参加をして、時間内に終わらず、10分から15分のサービス残業もあるとヘルパーさんが言っておりますし、報酬改定で運営できないならばやめなさいと国から言われるようで、展望がなく、縮小していくだけと事業者が答えているわけですけれども、やはりこの佐賀中部広域連合として、佐藤議員も言っておりましたように、改定が行われた状況の中で、半年後とかですね、もっと実態を調査すると。つまり事業者、そして働くヘルパー、それから利用者、そういう点が私はまだまだ不十分ではないかというふうに思いますので、今、事例を紹介しましたけれども、もっと佐賀中部広域連合として、そういう実態調査、あるいは声を聞く、そういう場をつくれないかどうか、質疑いたします。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

声を聞くというのは、いろいろな集団指導の折とか、または研修会、それからケアマネジメントの、いわゆる一人ケアマネさんの事業所に対しては、改めて意見を聞くことも実施をしておりますので、いろいろな機会は当然うちのほうは持っております。ですから、そういうときに、こういった問題については意見、あるいは相談等を受ける機会等はいっぱいあります。

ただ、実態調査となりますと、この件については報酬改定ということで、国の告示事項になっておりまして、国が決めた、定めた介護報酬について、これを一つ一つ実態調査をして、意見を申すということは考えておりません。

○松尾義幸議員

一問一答の次の質問に入ります。

２問目の防災の出前講座についてです。

先ほど緊急援助消防隊の全国的な数字も報告をいただきまして、かなり認識を改めたところでございます。

そこで、私は出前講座について質疑をしておりますが、昨年の12月に東南アジアの８カ国、これは引率の先生も含めてですけれども、12人の高校留学生に対して、東日本大震災についての講演を佐賀消防局にお願いを私いたしました。その講演を小城消防署で担当していただいたわけですけれども、この内容について質疑をいたします。

○大島豊樹消防課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年の12月10日に、小城消防署で留学生の皆さんを対象に行いました講演の内容ということですけれども、東南アジアを中心といたしました通訳の方を含めまして、８カ国12名の方にお越しいただき、東日本大震災での緊急消防援助隊佐賀県隊の活動内容を紹介し、その後、消防署内を見学していただきました。

講演を担当いたしました職員は、後方支援部隊として被災地に出動した隊員でございまして、パワーポイントを活用しながら、通訳の方を介して留学生の皆さんに説明をいたしております。

そのときの留学生の皆さんの様子は、通訳の方から英訳していただいた資料を手元に置いて、極寒地への出動状況、被災地の被害状況及び活動状況などの画像を興味深く見て、日本の広域消防応援体制に感動された旨の報告を受けております。

今回、キズナ強化プロジェクトの一環として参加された留学生の皆さんが、国境を越えて緊急消防援助隊の活動状況などを紹介してくれることを期待しております。

以上でございます。

○松尾義幸議員

ただいま御報告をいただきました。東南アジアの青少年に対して、佐賀広域消防局がそういう講演をしていただいたということについて、大変感謝をいたしております。そして、今答弁がありましたように、年末に留学生は帰ったわけですけれども、国に帰って、そういう英文化したペーパーとか写真を持って帰っておりますので、そういうものでまた日本の防災活動報告をできるんじゃないかというふうに思っているわけです。

そういうものがパワーポイント等ありますので、私はやはり佐賀中部広域管内の小・中・高校生、それから老人クラブ、あるいは私は現在、小城市牛津町の柿樋瀬という集落に住んでおりますけれども、小城市では一番大きな集落です。ここでもまだ自主防災組織はできておりませんでして、昨年の末から自主防災組織をつくり始めまして、現在、防災マップづくりを始めているところです。こういうところを対象に、こういうパワーポイント等を使って、やはりこの映像が非常に聞く人、見る人に影響を与えるわけですね。そういう点からしますと、ここに「防災さが」というものを持ってきておりますが、これは平成22年に出ておりまして、これはこういうふうに書いてあります。「阪神・淡路大震災から既に15年以上経過し、震災に対する国民の危機意識も次第に風化されつつありますが、地震は周期的に襲ってくるものであり、震災の恐ろしさやその対応は、忘れてはならない事柄です」ということで、もう既に17年たったわけですけれども、東日本大震災の直前に出されたものだと思うわけです。そういう点からしますと、やはり東日本大震災を風化させないためにも、今申し上げましたような出前講座を、私は消防局に積極的にやってほしいというふうに考えているわけです。そういう点で改めて質問します。

○大島豊樹消防課長

お答えいたします。

東日本大震災時の緊急消防援助隊佐賀県隊として佐賀広域消防局から県隊長ほか県指揮隊、救助部隊、消火部隊、救急部隊及び後方支援部隊の計５隊19名が出動をいたしております。この出動した職員は、各消防署に配属されておりますので、東日本大震災の出動に関する講演などの依頼がございましたら、消防署単位で日程等を調整いたしまして対応したいと考えております。

また、東日本大震災には神埼地区消防本部からも消火部隊として５名の職員を派遣されております。平成25年４月の統合によって、実際に実働経験した者が24名となりますので、佐賀中部広域連合全域からの講演の依頼にも対応できるものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、構成市あるいは自治会単位などで開催される防災訓練など、あらゆる機会を捉えまして、東日本大震災の脅威や佐賀県隊の活動実績などについて、講演会やパネル展示などにより広報し、住民の防災意識の高揚に努めてまいりたいというふうに考えております。

○松尾義幸議員

ただいま大島課長より積極的な答弁をいただきました。大島課長自身、佐賀県の緊急消防隊の隊長として出かけられておりますので、それをやっぱり活用して、自分は隊長で行ったんだということを大きく皆さんに言って、そして、実際に行って、東北で、あの雪が降る中で活動した状況等を報告していただければ、本当に聞く者に感動を与えるというふうに思っております。機会がありましたら、我々議員にも、パワーポイントを使って、自信を持って報告をいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○諸泉定次議員

小城市の諸泉です。通告していましたように、目前に迫った神埼地区消防組合との統合による課

題について、さらに、体験施設の設置についてお尋ねをいたします。

まず初めに、消防統合での人事交流についてであります。

平成24年２月に出された佐賀中部広域連合広域消防運営計画では、昨年８月議会でも質問しましたけれども、統合後は総務・庶務部門を統合し、現場力は落とさないとして、各署所の人員配置が示されています。しかし、市町村合併でも明らかなように、同じ行政の仕事でもやり方が違うことが多々ありました。消防行政についても、いろんな面でのやり方の違いがあると思いますし、私もそのように聞いております。つまり、佐賀広域消防局と神埼地区消防本部での業務的な違いがある中で、どのように統一されるのか、そのタイムラグというか、助走期間が必要であるし、早く統一できるためにどのような方策を考えられているのか、お尋ねします。

次に、そのような課題がある中で、人事交流をどのように考えられているのかという点であります。もちろん大幅な人事交流は考えにくいのですが、そうはいっても、統合で一定の人事交流は避けられません。いつまでも同じというわけにはいきません。一定の人事交流でスキルアップをしないと、単に財政上だけの合併だけではなく、レベルアップも図る、職員のモチベーションも上がるのでなければ、少ない投資で大きな成果を得ることはできないと思います。そうしたことも踏まえ、どの程度の人事交流を図られるのか、お尋ねしたいと思います。

また、消防局は団塊の世代の大量退職での前倒しでの採用を行い、欠員を防ぐ対応をとられています。では、統合前の平成24年度３月末での退職者と新規採用がどうなるのか、そして、統合後の平成25年度４月の人員体制はどうなるのか、そこを明らかにして、欠員が生じていないのか、充足率は保たれているのかどうか、お尋ねします。

そして、運営計画では、平成26年度完成予定の（仮称）吉野ヶ里出張所は10名体制と明記されています。それが神埼消防署の人員体制に影響は出ないのか、お尋ねをします。

最後に、体験施設の設置についてお尋ねします。

先ほども言われたように、阪神・淡路大震災、そして、２年前の東日本大震災で私たちは自然災害のすさまじさと恐ろしさを知らされました。今なお復興は遅々として進んでいません。こうした自然災害で国民の意識が大きく変わったのが、ボランティアと防災意識と言われています。国も減災・防災の強化をうたっています。住民の間にも、また企業にも防災意識が高まっています。

そこで、私は消防委員会にこの間３年間籍を置かせていただいていますけれども、この消防委員会の視察で、この間、千葉、京都、東京都、先進地区の消防行政を視察させていただきましたけれども、こうしたところでは防災センターが設置してあり、子供も大人も風水害、火災、そして地震の疑似体験ができ、防災意識の高揚に大きく役立っています。もちろん設置となれば、費用をどうするか、国県の支援も必要でしょうし、中部広域連合の構成市町の支援と理解が必要です。私が言いたいのは、大がかりな施設ではなく、しかしながら、少なくとも地震体験や消火活動など、疑似体験ができる施設はこれからどうしても必要となるのではないかということであります。もちろん、今すぐにということではなくても、建設するぐらいの意気込みがあってもいいのではないかと思いますが、消防局長は必要性についてどのようにお考えか、財政上のことだけで、はなから無理とお考えなのか、必要性をどのように感じておられるのかお尋ねし、あとは一問一答とします。

○石丸忠夫消防副局長兼総務課長

佐賀広域消防局と神埼地区消防本部に業務の違いなどがあるのかという御質問にお答えをいたしたいと思います。

佐賀中部広域連合広域消防運営計画を作成するに当たりまして、まず、佐賀広域消防局と神埼地区消防本部の事務等の相違点を調査いたしました。その結果、組織体制面では、佐賀広域消防局は、本部要員は全て専任化をしているのに対し、神埼地区消防本部は、指令課員など一部で署業務と兼務しているなどの違いがあります。

出動体制では、各種災害に対応する部隊編成や

出動車両数、直近主義採用の有無などの違いがあります。

消防施設面では、通信指令システムや消防救急無線の活動波の周波数などの違いがあります。

人事面では、給料表、特殊勤務手当、階級及び職名、昇任試験及び人事評価、交代勤務者の勤務体制、休暇や福利厚生などに違いがあります。

予防行政では、許認可、申請及び各種届け出の取り扱い方法などで違いがあります。

これらの相違点につきましては、本年４月の統合開始において、基本的に佐賀広域消防局の方式に合わせることで、神埼地区消防本部と合意をしております。

なお、佐賀中部広域連合内常備消防広域化検討委員会で統合の御承認をいただいてから、事前準備として、佐賀広域消防局と神埼地区消防本部で協議をし、先ほど申しました相違点のうち、できるものにつきましては、既に佐賀広域消防局方式に合わせていただいております。

続きまして、本年４月の統合時における、神埼地区消防本部の人事異動をどのように考えているのかという御質問だと思いますが、統合のやり方や人事異動の考え方を含め、事務全般について神埼地区消防本部と常に十分な協議を重ねております。

そこで、最初に、佐賀広域消防局の人事異動の考え方をまず御説明させていただきます。

人事異動に際しましては、各業務に対する資格・適性、また階級、年齢バランスなどを基本に、人事評価や異動希望等も考慮し、各所属に配置しております。また、組織の活性化と人材育成の観点から、基本的に３年をめどに異動するように努めております。

続きまして、議員御質問の、統合に際しての神埼地区消防本部職員の人事異動についてお答えいたします。

佐賀中部広域連合広域消防運営計画では、神埼消防署及び三脊出張所の配置人員は59名となっております。その内訳は、吉野ヶ里出張所配置予定の10名を含む神埼消防署が49名、三脊出張所が10名となっております。統合時における旧神埼地区消防本部の職員数は77名ですので、もし仮に、全く人事交流をしないと想定しても、18名は神埼消防署管轄以外の部署に配置することになります。

人事異動の基本方針はこれまでと変わりませんが、統合直後の消防局運営及び神埼消防署業務を円滑に行うための対応が必要と考えております。

具体的には、災害活動に欠かせない地水利や地理特性などを把握している現場隊員や、統合後の事務処理を確実に行う職員の確保などがあります。以上のことから、旧神埼地区消防本部からの職員の異動は、大幅なものになるとは考えておりません。

なお、昨年の１月から、統合の準備と研修を目的として、神埼地区消防本部から職員が佐賀広域消防局に派遣されております。さらに、神埼地区消防本部においても、昨年９月期の人事評価や統一した昇任試験も佐賀広域消防局と同様に実施してもらいました。さらに、異動希望調査も同様に行ってもらうなど、円滑な人事管理を行うことができるように準備を進めています。

続きまして、統合前後の人員についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、平成24年度の人員、退職者及び新規採用者についてでございますが、佐賀広域消防局の現在の職員数は353名です。そのうち平成24年度前倒し新規採用職員は21名です。なお、本年度の退職予定者は、再任用職員を含め18名で、年度末の職員数は335名となります。

神埼地区消防本部の現在の職員数は84名です。そのうち平成24年度の前倒し新規採用職員は２名です。なお、本年度の退職予定者は７名となっており、年度末の職員数は77名となります。よって、佐賀広域消防局及び神埼地区消防本部の年度末の職員数の合計は412名となり、平成25年度４月１日の統合時における職員数は、新規に採用される職員18名と合わせて430名でスタートすることになります。なお、平成25年度末の退職予定者は12名となっております。ということで、４月１日時点での欠員は生じておりません。

続きまして、吉野ヶ里出張所の人員体制と神埼署の人員体制についての、神埼消防署に影響はな

いのかという御質問に対してお答えをいたしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、佐賀中部広域連合広域消防運営計画において、神埼消防署及び三脊出張所の配置人員59名には、新設する吉野ヶ里出張所配置予定の10人を含んでおります。これは、出張所建設後、速やかに人員及び車両を配置し、円滑に部隊が運用できることを目的として計画したものでございます。

新出張所への人員配置は、地水利や地理特性を把握している必要があるという点から、当面は地元である神埼地区消防本部職員を中心に配置したいと考えております

○手塚義満消防局長

災害の疑似体験ができる防災体験施設の必要性についてのお尋ねだと思いますが、お答えいたします。

この防災体験施設というものは、施設のことにつきまして特段の規定はございません。構成的には、主に災害の現場の臨場感を出す３Ｄシアター、これは椅子などを震わせて臨場感を出すような施設になっております。こういうのが１つ。そのほかに地震体験、煙体験、雨体験、風力体験、あと防災教育ができるゲーム機、そのほかには消火器、消火栓の使用体験ができるもの、それと、あと防火管理者講習、応急手当講習、これらができる施設が複合的に入っております。これらの施設につきましては、実は都道府県の地域防災計画の中には防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること、また、市町村の地域防災計画におきましても、市民に対する普及啓発、防災学習の推進というふうにうたってあります。さらに、我々本消防局におきましては、分掌事務として、防火思想の普及及び広報の総括に関すること、こういうことに基づきまして、主に県や市町村が主体となって設置している施設と認識しております。

施設の規模も、県民を対象にした大規模なものから、市民を対象とした小規模なものまで、さまざまあるようでございます。

この施設で、いろいろな疑似災害やシミュレーションなどを体験することにより、防災意識の向上や災害対応力を高めることができるという観点から、基本的には必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○諸泉定次議員

先ほど総括質問の中での答弁をお聞きしました。

それでは、統合の問題についてお尋ねしますけれども、統合で、神埼消防職員の給与はどうなるのか、さらに、階級面はどうなっていくのか、そこについて、まず、お尋ねをいたします。

○石丸忠夫消防副局長兼総務課長

まず、給与面でございますが、現在、両消防本部ともに行政職給与表(1)を使用していますが、佐賀広域消防局は８級制、神埼地区消防本部は７級制となっております。

次に、階級面ですが、両消防本部ともに消防組織法及び消防吏員の階級の基準に基づき階級制を運用しております。

具体的には、佐賀広域消防局は消防士から消防局長である消防正監までの８級制、神埼地区消防本部は消防士から消防長である消防司令長までの６級制となっております。

統合後の取り扱いにつきましては、佐賀中部広域連合広域消防運営計画におきまして、それぞれ定めております。

その内容でございますが、給料表の基本方針として、統合後の給料表、級別職務分類表につきましては、既存職員の身分取り扱いと同様、現在受けている給料を保障しつつ、佐賀広域消防局の方式とするとなっております。

これに基づき、統合時においては現在の給料をそのまま当てはめ、以降は佐賀広域消防局の取り扱いをすることで合意をいたしております。

階級及び職名の基本方針として、新佐賀広域消防局における組織体制に則した取り扱いとするとなっております。

神埼地区消防本部職員の階級は、現在の階級を引き継いでもらうことになり、職名は佐賀広域消防局の制度を運用することで合意をしております。統合後の給料、階級については適切に対応してまいりたいと思っております。

○諸泉定次議員

先ほど答弁いただきました。過去も佐賀とか、小城消防との統合の際も、徐々に10年以上かけてならしてきたと聞いています。先ほどの答弁を聞きますと、階級面、それから給与面についても、そのまま一緒になるということで理解していいですか。

○石丸忠夫消防副局長兼総務課長

はい、そのとおり運用していきたいと思っております。

○諸泉定次議員

そこで、そのまま引き継ぐということであります。この統合前に、言いにくいことでありますけれども、給与とか階級の駆け込み等がなかったかどうか、どのようにチェックされているのか、その辺についてお尋ねします。

○石丸忠夫消防副局長兼総務課長

給与や階級について、いわゆる駆け込みがあっていないかとの御質問だと思いますが、現在のところ、そのようなことはないと聞き及んでおります。チェックの方法につきましては、総務、人事担当同士で中身といいますか、協議をいたしまして確認をいたしております。

○諸泉定次議員

そのまま引き継ぐということでありますので、そこはしっかり確認をして、いずれにしても、職員の皆さん、隊員の皆さんたちのモチベーションが保たれるように、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

そこで、次に、防災体験施設についてお尋ねしますけれども、局長は必要性については認められました。しかし、何回も言うようですけれども、いつ災害が起こるかわかりません。それだけに、今すぐというわけではなく、３年から５年でも、若干時間はかかっても、財政事情の問題もあるでしょうし、積み立てしてでも設置すべきというふうに私は考えるんですが、そこら辺について局長はどのようにお考えになっているのか、お尋ねします。

○手塚義満消防局長

お答えいたします。

防災体験施設の設置におきましては、施設の建築費用、体験する設備の設置費用などが必要となりますが、施設の規模や設備の内容で大きく変わってくることから、十分な検討が必要だというふうに思っております。

例えば、人口が30万人から40万人の佐賀広域消防局の規模になりますと、入場者数、これが大体7,000人から8,000人ぐらいの統計が出てきております。これは単純に１日平均いたしますと、20人ぐらいでございますけれども、そういうことでございますし、これを、県全体でどういうふうな見方をするのかという目線もあるべきだというふうに思っておりますので、86万人というベースでしょうから、大体１日60人ぐらいの入場者が来る見込みがあるというようなことでございます。

また、施設や設備の維持管理経費が必要となりますが、そのランニングコストがどのくらいになるのかを検討する必要もございます。これは、例えば施設、設備とかのメンテナンス料、それとか、システムの更新料、こういうゲーム機とか、いろんなものを使いますから、そういうものも発生するだろうという予測をしております。

さらに、施設を運営するための要員をどうするのか、その人数はどれくらいかというようなこと、つまり、人件費が幾らぐらい必要なのかということも検討しなければなりません。例えば、この施設には、ほとんど入場料を求めるところはありません。そういう観点からいきますと、また、しかも土曜、日曜の訪問者が非常に多いというところでございますので、消防職員が通常の勤務につきながら片手間でやれる仕事じゃないというような認識をしておりますので、そこには当然嘱託職員さんの雇用が必要じゃないかな、そういうことを考えなければならないということでございますので、そういうふうになりますと、これを、どういう組み合わせになるかわかりませんが、構成団体がどのように負担していただけるかというところまでお話を進めなければならないという状況でございます。防災体験施設の設置には、以上のことを十分検討、精査する必要があると思っております。

○諸泉定次議員

もちろん規模等によってどれぐらいかかるかというのが、ずっと変わってくると思いますけれども、確かに財政上難しいということは十分理解できます。しかも、今、北部消防署建設を初め小城消防署、さらには、先ほど質問しましたけれども、吉野ヶ里出張所、老朽した施設もあると、そういうことで随分お金もかかるというのは十分認識をしております。しかし、それでも防災意識高揚のために、佐賀県を代表する佐賀広域消防局が先頭となって防災体験施設をつくる、そのことで子供たちや地域の方々、お年寄りなど、さらに防災意識が広がるのではないかというふうに思います。

そこら辺では、先ほど局長の答弁を聞きますと、なかなか難しいような答弁でありましたけれども、やっぱり少し、どの程度のものが大体届くのかどうか、届くというのは、財政上見通しが立てるのかどうか、そういうシミュレーションというか、そういうことも少し検討されてもいいんではないかと私は思うんですけれども、局長どういうふうにお考えかお尋ねします。

○手塚義満消防局長

先ほど申し上げましたとおり、防災体験施設の設置につきましては、設置費用ですね、それとランニングコスト、人件費、運営のやり方など、多くの課題を持っているのは確かでございます。しかし、住民の方があらゆる災害に対応できるよう、認識を深め、広く住民の防災意識啓発を行うために、防災体験施設の開設は住民の方の防災力の向上に有効であると考え、今後検討したいと、実は平成23年の８月の議会で申し上げております。ただし、総括質問や一問一答でお答えいたしましたように、やはり施設が円滑に運営できるには、どれぐらいの人口規模が適正か、調査する必要があります。また、地域防災計画の趣旨から、佐賀県、構成市町との協議も必要でございます。いずれにいたしましても、現有している我々の情報、そのほか、今後佐賀県との協議や他の消防機関の防災体験施設を調査させていただきたいというふうに思っております。

○諸泉定次議員

ぜひですね、そんなに私も無理難題を言っているつもりじゃないんですけれども、前向きに検討していただいて、少しでも前に進むように努力していただくということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○野副芳昭議員

神埼市の野副芳昭です。通告しておりました佐賀中部広域連合での認知症の対応について質問させていただきたいというふうに思います。

日本全国において少子高齢化が進み、住みたい県日本一を目指す佐賀県においても例外ではなく、佐賀中部広域連合でも、今後に向けて考えていかなければならない問題だと思っております。毎年毎年、介護保険特別会計に係る給付費は莫大なものであります。先ほど連合長の提案理由説明の中にもありましたが、平成25年度の介護保険特別会計当初予算の総額は、274億160万円、これは前年度、平成24年度の当初予算264億2,830万8,000円を９億7,329万2,000円増となり、約3.7％の増となっておるというふうなことが提案の中にもありました。

これだけ介護サービスを受けられる高齢者や特定疾患者が増加し、通所系サービスや居住施設での利用が拡大しているものと思われます。これらの経費を抑制するには、国はもちろん、佐賀中部広域連合管内においても、介護予防に力を入れてやることは、元気な高齢者を目指すことと、今後の給付率の減少のためには、必要なことであると考えます。

しかし、高齢化をとめることはできないことは事実であります。今後の高齢化に伴い、今回質問をします認知症の数の増加と、それに伴う居住施設や通所サービスの対応は、避けて通れない課題に当面するものだと思います。

平成25年１月21日の佐賀新聞によりますと、全国における認知症の高齢者は、現在305万人、65歳以上の10人に１人となっており、12年後の2025年には470万人に達すると推計されております。そこで、佐賀中部広域連合での認知症の対応について、１、佐賀中部広域連合内での認知症の人の

数の推移はどうなっているのか、平成23年度と24年度で教えていただきたいというふうに思います。

２、認知症対応での介護サービスとして、施設は認知症対応型共同生活介護グループホームと、通所を主として泊まりでもできる小規模多機能居宅介護及び認知症対応型通所介護の数についてお尋ねしたいというふうに思います。

３、今後の認知症の人への対応と方針はどうなっているのか、どう考えておられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

答弁の内容によっては、再質問、一問一答をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

議員の御質問にお答えいたします。

まず、本広域連合圏内におけます認知症の人の数でございますが、これについては、認定を受けている方の自立度で見ることができます。

これは、介護認定の基本調査におきまして、認知症日常生活自立度の判定を行っており、この結果に基づくものであります。

認知力の低下により、日常生活に支障を来すような、認知症自立度ランクⅡ以上の人数を申し上げますと、平成23年９月末におきまして、要介護認定者数は１万5,635人。これに対しまして、9,530人の方がランクⅡ以上です。それから、平成24年９月末におきまして、要介護認定者数１万6,305人に対し、9,854人の方がランクⅡ以上となっております。

また、お尋ねの事業所の数でございますが、まず、それぞれのサービスの概要を簡単に申し上げます。認知症対応型通所介護事業所、認知デイと呼ばれておりますが、サービス利用の対象は、認知症の人に限られ、通所介護サービスを提供する事業所となります。症状の進行の緩和に資するように目標を設定し、サービスを提供いたします。一般の通所介護と一体的な運営というのはできません。

次に、認知症対応型共同生活介護事業所、グループホームと呼ばれておりますが、サービス利用の対象は、認知症の人に限って受けることができます。症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送れるよう、利用者の心身の状況等を踏まえたものとなっております。

小規模多機能型居宅介護のサービス利用の対象は、認知症の人も利用できますが、一般の要介護認定者の方も利用できます。通いを中心として、随時の訪問、あるいは宿泊を提供する施設となっております。

それぞれの事業所の数ですが、平成25年２月１日現在、認知デイは15事業所、定員179名となっております。グループホームは62事業所、定員710名となっております。

また、小規模多機能型居宅介護事業所は13事業所、定員、これは登録定員ですが、310名となっております。

○野副芳昭議員

それでは、一問一答式の再質問をさせていただきます。

認知症の人数の推移と施設等はわかりました。報告のとおりに、平成23年度より24年度のほうが認知症の数というふうなことは多くなっている。今後、ますますこれらの人たちの数は多くなることが予想されるというふうに思います。これらの方がふえることによって、全ての人がサービスを受けられるとは限りませんが、佐賀中部広域連合内においては、地域密着型サービスの基本である、住みなれた地域で生活を続けるとうたっている施設において、認知症の人の増加、または、これらの認知症の方の悪化により、居住施設であるグループホームや通所への申し込み等がふえたというふうに思いますが、平成24年度にグループホームや通所施設の数はふえたのかどうか、また、施設がふえたことによって、認知症の人の数に比べて、居住系事業所、グループホームの数は足り得たのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

まず、認知症の人だけが受けられるサービスは、地域密着型サービスのグループホームが該当いたします。ただし、認知症の方が受けることができる居住系のサービス、これは特に制約があるわけではございません。介護保険サービスの居住系の

サービスが全て受けられるということになります。また、介護３施設につきましては、認知症の人が利用することを前提として、認知症の専門のケア加算というものを算定するということが、制度上、用意がされております。

認知症の人が利用するサービスとして、介護の３施設、それから、グループホームの定員が足りているかということになりますが、介護３施設につきましては、第５期の介護保険事業計画策定時にも佐賀県と協議を行いましたが、第４期の策定時と同様に、佐賀県が施設の整備率が高いということを前提にし、また、佐賀県が指定権限を持つために、この介護保険３施設の増床というのに結びつくことはできませんでした。

グループホームにつきましては、本広域連合が指定権限を持っておるために、その意見を強く通すことができ、結果的に増床に結びついております。

施設申込者が多数いるという現実の中、特に認知症を有している方については、御本人だけではなく、その家族の介護の大変さというのは非常に大きなものとなっております。本広域連合がこのような高齢者に対しまして最大限にできることを考え、第４期においてグループホームの増設を図り、また、第５期においても増設の方針を立てております。

認知症対策につきましては重要な事項であり、第５期に向けた厚生労働省基本指針でも、重点事項として取り上げられております。本広域連合でも、この点については重要であると考えており、給付費の増加があるにしても、認知症を有する方々への何らかの対策を取り組むべきというふうに考えております。

今言ったような状況を踏まえまして、第５期介護保険事業計画におきましては、５ユニット45床の増床を計画し、第４期からの持ち越しと合わせまして、６ユニット54床の増床を計画しております。

介護３施設及びグループホームの増床について、十分に満足している数字とはならないかもしれませんが、財政的な検討を加えながら、最大限のことを行っております。

また、居住系サービスとして、サービス付き高齢者向け住宅、これのほかに、他の住宅の施策とを結びつけながら、検討を加えていくということになります。

それから、平成24年度の事業者の増加数につきまして、通所系のものが１事業所、それから、グループホームが２事業所増加しております。これはまだ開所したばかりとなっておりますが、その点、２点つけ加えておきます。

○野副芳昭議員

ありがとうございます。グループホーム、また、ほかの施設等を増床したことによって、認知症に対応できる施設ができたということは、ある程度解消はできたというふうには思うんですね。しかし、やっぱりこれをしても、先ほど答弁がありましたように、まだまだ入所申し込みをしてもなかなか入れないというふうな方もやっぱり出ているのは間違いないというふうに思うんですね。それでは、そういうふうな入所できなかった方の対応としては、どういうふうにお考えなのか、御説明をお願いしたいと思います。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

入所できなかった人の対応ですが、介護保険３施設につきましては入所指針がありまして、入所判定委員会というのがございます。そちらのほうで厳密に、判定委員会のもとで入所されております。介護保険の地域密着型サービスの居住系といえば、もうグループホームになりますけど、グループホームは、先ほど申しました事業所の数に、現在定数が701の定員の中で、今入っておられる方が668名おられます。申し込み者が今195名ほどおりますので、待機状態となりますが、全ての方は自宅じゃなくて、病院とか、有料老人ホームとか、そういったところで今待機状態の中でおられます。認知症の方のサービスは、特にこういった専門性を有するところでもなくて、一般の全通所系のサービスも利用できますので、そちらのほうで今現在通所等のサービスを利用されているということになります。そこで、現在的には足りているという状況になります。

日常生活自立度の判定のランクⅡ以上と申しましたが、その基準が、日常的に支障を来すような症状とか行動、あるいは意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意をしておれば自立できるという方からしておりますので、大多数は誰かが注意しておれば自立できる状態と考えられますから、通所系のいわゆる全サービスにおいて、今、利用を受けておられますから、今のところは足りている状態と考えております。

○野副芳昭議員

ありがとうございます。今までもグループホームが増床されない時期においても、そういうふうな３施設及び通所系で対応できておられたというふうなことは認識しております。が、やはり一日でも早くグループホームなり、専門のところで入所を待っておられる方もおられますので、そこら辺を含めて、今後検討のほうをお願いして、増床のほうもお願いしておきたいというふうに思います。

次に、グループホーム自体は、現在、日本全体で１万2,000カ所、約16万6,000人の方が利用されているというふうなことなんですね。政府の方針においても、今後これらの認知症高齢者に対し、グループホーム対応者数として、37万人分を整備する方針というふうなことで考えておられるようです。

佐賀中部広域連合においては、第５期におけるグループホームの数についての状況は増床したというふうなことで、理解できましたが、今後第６期においてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

平成27年度から始まります第６期につきましては、現在、国の具体的な方向性というのは出ておりません。ここで具体的な考え方をお示しすることはできません。また、介護保険事業計画については、事業者や被保険者、有識者などで構成をしております介護保険事業計画策定委員会というのがございます。そちらのほうで審議等を行っていただくこととなっているため、その審議の中身について、今ここで明言するということはできません。しかし、現在、介護３施設や地域密着型のグループホーム、この申し込み状況、また、団塊の世代が後期高齢者となられます平成37年の情勢を見ますと、何らかの施策は必要かと考えております。

また、地域包括ケアシステムの構築における地域密着型サービスの重要性を踏まえますと、グループホームの必要性というのは高く、その増床を踏まえて、今後検討していかなければならないというふうに考えております。

○野副芳昭議員

中部広域連合の考え方自体は、グループホームの増床というふうなことで、認知症に対応できるようなやり方を考えているというふうなことですが、まだアンケート調査とかもこれからあるでしょうし、検討委員会の中での協議もあるでしょうから、そこら辺を踏まえて、中部広域連合の意見として、そこは検討委員会の中で申し上げていただきたいというふうに思っております。

続きまして、通所系に入りたいというふうに思います。

通所系の認知症対応についてでありますが、佐賀中部広域連合における認知症対応型通所介護施設、現在、15施設というふうなことで、さっきお話がありましたが、その中の１施設は休止中というふうなことで話がありました。一般の通所介護施設系は175施設あるというふうに聞いております。両方とも、中身ですね、介護サービス的な中身は同じなのに、この利用料が違うというふうに聞いておりますが、違う理由として、認知症対応型は専門の知識が必要であるというふうなこと、また、上限の人数が15人というふうなことに決まっているようです。中部広域連合においては、認知症の人に比べて、通所系事業所の数は足りているのかどうか、質問したいというふうに思います。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

まず、認知症の人だけが受けられるサービスは、地域密着型サービスの認知デイが該当いたします。ただし、認知症の方が受けることのできる通所系のサービスは、居住系のサービスと同様に、特に制約というものはございません。介護保険サービ

スの通所系のサービスが全て受けられるということになります。

結論から申し上げますと、認知デイの事業所の数というのは、現在、充足している状態であります。認知症の人は、さきに申し上げましたとおり、一般的なデイサービスの事業所も認知デイの事業所も、どちらも利用することができます。認知デイは一般的なデイサービスに比べまして稼働率が低く、昨年11月の利用実績では、一般のデイサービス定員3,644名に対しまして、延べの利用者が5,005名、一方、認知デイは定員179名に対しまして、延べ利用者が203名となっております。これは、認知症の人であっても一般的なデイサービスを利用することが多く、実際に認知デイの事業者の方のお話の中にも、一般的なデイサービスに通所をしておるが、認知症になった場合でも、軽度、中度まではそのまま一般的なデイサービスを利用していると。その方が重度になった場合、今度は介護３施設に入所したりしてしまうので、自分たちの事業所が認知症の進行途中経過にある人を、認知症専用のデイサービスといって、そこで取り込むということはできないということをおっしゃっておられました。

この状況が適切であるかというと、通所系のサービスを受けるためには、必ずケアプランの作成が必要であります。その作成過程では、本人、また、その家族の希望、それをケアマネジャー、それから医師の判断、こういったものがあるために、それが不適切な状態での通所を行っていないという判断になります。認知デイの施設は必要性が高いという認識はありますが、現在の状況を見ると利用率は低い。そういった意味では、充足はしているというふうに感じております。

ほかの、先ほど議員が申されたとおり、175の事業所が管内にございますので、それとあわせて、認知症の方はそちらの通所系、全てのサービスができますので、受け入れておられるということで、今のところ充足はしていると感じております。

○野副芳昭議員

なかなかこの通所において、認知症に対応できる通所サービスができているにもかかわらず、やはり今までの流れによって、一般的な通所介護を利用されながら、また、重度になった場合には、その次の施設というふうなことを一般的に考えてある方が多いでしょうけど、今後はやはり、認知症に対応できるような通所サービスができておりますので、そこら辺をもっと重点的に御利用いただきながら、御本人さんが生きていく中において、それに合ったサービスを受けられるような通所系のサービスを御利用いただければというふうに思っております。

その点で、地域密着サービスの認知デイの稼働率は低いというふうなことの先ほど答弁がありました。結局は、今聞きましたように、一般的な通所介護のほうが多いというふうなことも含まれてのことだというふうに思います。それと同時に、認知症対応型の通所介護と同時に、小規模多機能型居宅介護、これも通所を目的とした泊まりがあるというふうなことで捉えていいというふうに思います。

そのときに、稼働率も低いけれども、充足はしているというふうなことの答弁がありましたけど、今回の平成24年度の介護保険特別会計補正予算（第２号）の中において、小規模多機能型居宅介護施設、５施設、認知症対応型通所介護施設、１施設ですね、この施設の整備に対して助成をされておられたと思うんですよ。補正予算（第２号）の中においてですね。これは、私もちょっとわかりませんが、認知症のデイケアの稼働率が低いと、また、一般的に充足もしているというふうなことの先ほどの答弁と、何か稼働率も低くて充足もしているということに対して、今回、この整備に対しての助成をされるというふうなことは、どういうふうな観点でこの施設増設を考えられたのか、お尋ねしたいと思いますが。わかりますか。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

まず、補正と言われましたが、これは平成25年度の当初のほうに上げております。小規模多機能５施設と通所介護１施設。

○野副芳昭議員

いや、今回の平成24年度の介護保険特別会計補正予算（第２号）、その中に小規模多機能施設５

施設と認知症対応型の通所介護１施設が補正の中に上がっていたというふうに、私は見ましたけれども、それは私の勘違いなんですかね。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

平成24年度の一般会計補正予算のほうに、施設開設準備経費という形で1,820万円計上しております。開設の準備経費ですので、施設整備の補助ではありません。

○野副芳昭議員

開設をされるというふうなことを意味しておるわけでしょう。開設ということですから、もう開設ができますよというふうなことで準備されてある予算とは違うんですかね。

充足率があるということと、稼働率が低いということに対して、こういうような施設を建ててもらうことはいいことだと思うんですが、ただ、事業所自体が、建てたことによって経営が成り立っていくのかどうかというふうな問題にもなってくると思うんですよ、もし、これがあればですね。そこら辺を、私はちょっとお尋ねしたいところです。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

済みません、何遍でも申しますが、施設開設は当初予算のほうに計上しております。福祉空間交付金事業で1,500万円の５施設分ですね。この施設については、昨年の５月と11月に、地域密着型サービス運営委員会を開催しまして、その中で第５期の事業計画に盛り込んだ事業者数について募集を行ったところ、事業者のほうから申し込みがあった分を、11月の受け付けであった分を選定したものであって、平成25年度の当初予算に国の交付金事業の補助で、こちらのほうを予算化しております。

○野副芳昭議員

私の勘違いだったかもわかりませんけれども、その分で、平成24年度の介護保険特別会計補正予算（第２号）の中身については、私ももう一回吟味しながら、お尋ねしたいというふうに思います。

それで、普通、中身のサービスの内容が同じであるならば、利用料が安いところ、一般の通所介護ですね、また、利用限度枠内で利用回数が多いところに家族、もしくは本人さんは行きたがられるんじゃないかなというふうに思うんですよ。そこら辺は、どういうふうにお考えなんですか。認知症の介護は少ないというふうなことと、その一般的な通所介護の数は多いから、そのために、認知症の通所系が稼働率が少ないというふうなことと関係するというふうなことは考えられませんか。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

通所介護の中の認知症のデイサービスと、一般的な通所介護、デイサービスで、利用料単価ですけど、認知症のデイサービスは、先ほど議員のほうも申されたとおり、利用定員というのが決まっております。12名以下ということに決まっておりますので、面積的にも、１人頭利用者の合計面積が、利用者の面積は３平米以上ということになっております。介護に従事する介護職員も、同様につけなければならないということで、一般的なデイサービスと比べますと、手厚いサービス内容となっております。

また、それに特化した認知症の症状を緩和すると目標設定をして、計画的にプランをつくってサービスを行いますので、どうしても介護報酬単価というのは高くなります。高くなると、１割は利用者の負担にはね返ってきますので、どうしても高いと。利用者、家族からすれば、認知症の症状がそんなに進んでいない、誰かが見守っていれば、何とか自立できるという人たちは、今まで通いなれた、通常型のデイサービスのほうで、そのままずっと中度ぐらいまでおられるというのが現実であります。

また、こういった人たちは、環境が変わると認知度が進行したりもしますので、やはり通いなれたところで、現在、サービスを受けておられるというのが実態であります。

○野副芳昭議員

一般的には、やっぱり安いところ、利用回数が多いところというふうなことをお考えになられると思うんですね。ただ、新規の場合は、その認知症の症状によって、この方は一般でもいいのかなと、一般の通所介護でもいいのかなと。この方は、ちょっと認知的には重度ですから、やはり見守り、

もしくは専門家のおるような、認知症の専門の通所介護のところがいいのかなというふうなことを判断していただけるのは、もちろんケアマネジャーさんのお仕事が重要でしょうけれども、そこら辺を含めて、重要性をしっかり訴えられながら、この認知症の通所系がうまく利用できるように、今後御指導のほうをお願いしたいというふうに思います。

そして、小規模多機能の居宅介護施設のことについて、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

これは全国に5,400カ所、６万人余りの方が利用されてあるというふうに聞いております。今後、政府も40万人分の小規模多機能型居宅介護施設を整備する方針であるというふうなことで、この小規模多機能型についても、国の考え方としては、もっとふやさなくちゃいけないだろうというふうなことの考えがあられるようです。

そこで、佐賀中部広域連合の５期までの認知症に対する通所系サービスの状況、今話された考えであることはわかりましたが、第６期に向けての考え方はどうなのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

通所系のデイサービスの第６期の考えということでございますので、お答えいたします。

一般的なデイサービスの事業者は、高齢者の全体数が団塊の世代がこれから後期高齢者に向かう状況の中で、高齢者の数に合わせて自然に増加していくというふうに考えております。

そういう状況の中で、認知デイも徐々に増加していくこともあわせまして、その需要が高くなり、供給量が不足することが予測できる状況となれば、施策の面において積極的に検討を行うことになります。

○野副芳昭議員

先ほども何回も言いますように、居住、もしくは通所、これから認知症の方がだんだん多くなっていくというようなことに対して、対応をしっかり考えておいていただきたいなというふうに思うんですね。全体的な居住にしても、入所にしても、通所にしてもわかりました。そういうふうなことを踏まえて、佐賀中部広域連合等の施策はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

現在、本広域連合で地域密着型サービス事業所の開設に係る施策としましては、まず、国庫や県費を財源とした補助金を積極的に活用していきます。この補助金制度については、開設を予定し、補助金を希望する事業所に対しまして、現在、全件に交付を行うことができております。

また、事業所を開設するためには、公募による申請をしていただきますが、幅広く申請があるように、広域連合のホームページ、あるいは市町の広報紙の活用、介護事業を行っている法人への個別の通知、必要があれば、介護事業を行っていない社会福祉法人等にも広げて、案内を行っていきます。

○野副芳昭議員

施設を増設されるときにやっぱり必要なのは、やはり利用者、もしくは利用者の家族の方たちが満足していただけるような施設運営がなされるようなところじゃないと、なかなか認知にかかっておられる方は不安と、あとは、何というんですかね、あと残された生活を楽しく過ごしていけるような、やっぱり御理解できるような施設等をしっかり十二分に吟味されて、施策等を行っていただきたいというふうに思うんですね。

中部広域連合としては、今後、認知症に対する考え方というものを持っておられると思うんですね。今お話ししたように、だんだんふえていかれるような認知症患者さん方に対しての考え方として、対応と方針をお尋ねしたいというふうに思いますが、お願いします。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

多少今までの繰り返しにもなりますが、認知症の人への介護サービスは、認知症の人だけに行う地域密着型サービスの一部、認知症の人だけでなく、要介護認定者の全てが受けられるサービスがございます。また、介護３施設や在宅系のサービスの一部においては、認知症の人に対してサービスを提供した場合に、認知症に係る加算がつくな

ど、事業所に対しても考慮がなされている部分もあります。認知症の人だけのサービス事業所は、認知症全体の人数に対して少なく見えますが、介護サービス全体で考えますと、現在、通所系のサービスは、さきに申し上げた理由で充足していると考えております。しかしながら、居住系のサービスについては、申し込み者がいる現実、これは否めません。グループホームについては、財政的な検討を加えながら、申し込み者の推移、国が行う制度の改正を踏まえまして、増床を踏まえた検討が必要かと考えております。

○野副芳昭議員

中部広域連合の考え方というのは、やっぱり増床と、また、認知症に対する対応として、通所系も並行して考えていくというふうなことで、理解させていただきたいというふうに思います。

認知症というものは、先ほど答弁でもありましたように、本人だけの問題ではなく、家族を含めて考えていかなければいけない問題だというふうに思うんですね。特に、この認知症の方には、やっぱり自分で理解が低下しているものですから、なかなか自分の考えをお伝えできないところもあるし、抵抗もできないというふうなことで、身体的な暴力、言葉による精神的な虐待等が今現在でも後を絶っておりません。人間誰でも年をとっていきますので、住みなれた場所で家族とともに暮らしていけることが、最高の思いであるというふうに思うんですね。病気とかけがによって、自分では何もできなくなったり、不自由になったらどうしようかと、年をとっていくと、だんだんそういうふうに不安になっていくものですね。そういった心配をしなくて済むような社会の構築に努めなければならないというふうに思うんですね。

今後、広域連合の役割は重大かつ責任を要することと思います。ぜひ地域住民の方が安心して暮らしていけるような、認知症対応に向けての施策をお願いしたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

○武藤恭博議長

これより休憩いたしますが、本会議は午後３時に予鈴をいたします。

しばらく休憩いたします。

午後２時49分　休　憩

平成25年２月６日（水）　　午後３時03分　再開

出　席　議　員

１．平　間　智　治	２．飯　守　康　洋	３．諸　泉　定　次
４．松　尾　義　幸	５．野　副　芳　昭	６．佐　藤　知　美
７．大　隈　正　道	８．筒　井　佐千生	９．山　下　伸　二
10．山　田　誠一郎	11．松　永　幹　哉	13．原　口　忠　則
14．川　副　龍之介	15．野　中　宣　明	16．亀　井　雄　治
18．山　下　明　子	19．黒　田　利　人	20．武　藤　恭　博

欠　席　議　員

12．松　永　憲　明	17．福　井　章　司	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀　島　敏　行		副広域連合長	横　尾　俊　彦
副広域連合長	江里口　秀　次		副広域連合長	松　本　茂　幸
副広域連合長	江　頭　正　則		副広域連合長	御　厨　安　守
監査委員	松　尾　隼　雄		会計管理者	陣　内　康　之
事務局長	松　尾　安　朋		消防局長	手　塚　義　満
消防副局長兼総務課長	石　丸　忠　夫		副局長兼総務課長兼業務課長	廣　重　和　也
認定審査課長兼給付課長	鳥　井　　武		消防課長	大　島　豊　樹
予防課長	山　領　政　信		通信指令課長	鷲　崎　徳　春
佐賀消防署長	野　田　公　明			

○武藤恭博議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続行いたします。

○山下明子議員

佐賀市の山下明子です。通告しております３つのテーマで質問いたします。ちょっと皆さんおくたびれかと思いますが、最後ですので、よろしくお願いいたします。

まず、介護保険料、利用料の負担軽減についてです。

昨年４月から第５期介護保険事業計画がスタートしまして、きょうの午前中、また先ほどまでの佐藤議員、松尾議員、あるいは野副議員などが取り上げられた介護報酬や施設の問題などとともに、保険料の大幅値上げも大変な問題になっております。

全国平均で4,972円という基準額が示され、これは大変だというふうに言われておりましたが、佐賀中部広域連合では、第４期の基準額4,292円が5,270円へと978円アップしておりますし、最低の所得１段階でも、収入がない生活保護世帯ですら489円アップで、月に2,635円、最高で新設された第９段階では4,100円アップして、１万540円となっております。この間、出会った65歳以上の方のほとんどの方が、年金が減っているのに保険料がこんなに上がって本当に困るという声を寄せておられますし、年寄りは死ねということかと、そういう本当に悲観的な声を上げる方もおられます。

制度のスタート時に3,068円だった基準額が、３年ごとの見直しの中で3,735円、4,292円、１回は据え置いておりますが、今回5,270円と、スタート時の1.7倍、最高額では2.57倍というふうに保険料が上がっております。本広域連合として、今回の第５期事業計画でこの介護保険料が大きく上昇したことについて、被保険者の声をどう把握されているか、まず伺いたいと思います。そして、所得段階が今回細分化されておりますが、この細分化したことについての効果を連合としてはどう考えているかについても答弁を求めます。

次に、第６期介護事業計画に向けた政府の介護保険制度の大改悪、この動きについて伺います。

社会保障と税の一体改革の議論を進める社会保障制度改革国民会議が去る１月21日に開かれ、厚生労働省は、2015年度から実施するための介護保険制度の改定法案を来年2014年の通常国会に提出するという方針を示し、同じ日に開かれた社会保障審議会の介護保険部会に具体的な制度改定のメニューを示したという新聞報道を目にいたしました。

その具体的内容の特徴は、第１に、軽度者の狙い撃ちとも言えるもので、まず、要支援１、２の利用料、今１割ですが、これを引き上げる。または、施設に入っておられる要介護１、２の人の利用料を引き上げる。また、要支援者へのサービスのうち、予防効果のないものを保険から外す。想定されているのは、掃除、調理などの生活援助の部分とも言われております。

第２の特徴は、高齢者の所得や資産を狙い撃ちするということです。一定以上の所得、これは2011年からも言われておりましたが、年収320万円以上もしくは年収383万円以上の人の利用料を引き上げる。そのときに資産を勘案して、施設の居住費軽減制度を変えて、資産を担保にして借金を背負わせるようなリバースモーゲージ制度、あるいは、その介護利用者が亡くなられたときにかかったお金を精算する死後精算制度など、こういうことが考えられているということで、もしこれがなされますと、介護のために苦労されていて残された家族が、同居しておられた方で配偶者以外は、子供や孫でもその家を出なくてはならないという中身になっているようですから、まさに介護に苦労して残された家族が家を奪われかねないということが想定されていることになります。

そして第３は、低所得者にもケアプラン作成の有料化など、利用料の値上げが考えられているということです。

こうした情報を広域連合として、まず把握されているのかどうか、また、それに対する見解をお示しいただきたいと思います。特に、今の経済情勢ですとか、年金がこれから３年間にわたって2.5％減らされるとか、消費税が上がっていくとか、そういう負担増が全体として考えられている

ときの中でのこういう計画が今考えられているということですから、そこを踏まえて見解をお示しいただきたいと思います。

３つ目は、市町における救急情報キットの普及についての広域消防の見解をお尋ねいたします。

救急情報キットというのは、持病や既往症、かかりつけ医など、救急医療情報や緊急時の連絡先などを書いたものを冷蔵庫に保管するためのカードや容器のセットで、ひとり住まいの方などが自宅で倒れたりしたときなどに、いざというときに活用できる救急情報として、今、各地で普及が広がっております。

なぜ冷蔵庫に保管するかといえば、どの家でも冷蔵庫は台所というふうに置き場所がほぼ共通しておりますし、頑丈なつくりのために災害時でも壊れにくいという特徴があるという、そういう利点から冷蔵庫の中に決まったケースを入れておくと。そして、このキットを活用するときには、そのお宅には玄関のドアの見えるところ、あるいは冷蔵庫の扉にこういうキットを入れていますということを意思表示する必要がありますが、そういうセットで進められているというふうに聞いております。

私は、さきの佐賀市の12月議会で、この救急キットの普及促進を求めて質問をしたのですが、佐賀市としては、必要な情報が更新されない場合に救急時に生かせないという課題があるので、今のところ佐賀市としては、薬剤師会と提携しておくすりノートと、それから、かかりつけ医や緊急時の連絡先を記入した佐賀市救急カードというものをつくっておられますが、それで当分は対応したいという答弁でした。

私は、おくすりノートとともに、この携帯する救急カードというのは、これはもう本当に必要だということはよくわかります。私自身も救急カードとおくすりノートは携帯しておりますので。ですが、家で何かあったときに、携帯しているものをどこかに置いているとすれば、それは飛び込んだ人はわからないということですので、やはり固定した場所に保管されているという救急情報キットは非常に有効なのではないかというふうに思うのですが、消防の立場から見て、この救急情報キットの普及に構成自治体が取り組むということについての利点や課題などについて、率直な見解をお聞かせいただければと思って質問をいたします。

以上、総括といたします。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

議員の御質問にお答えいたします。

第５期介護保険事業期間におきましては、高齢化の進展や介護給付費の増加に伴いまして、より安定的な介護保険制度の運営のためには、それぞれの被保険者の方が負担能力に応じたきめ細かい保険料所得段階を設けております。

議員お尋ねの介護保険料が上がったことについて、私どもに御意見や問い合わせが数多くございました。その内容といたしまして、一例ですが、年金は下がっているのに、なぜ保険料は上がるのか、また、生活が苦しくて保険料を納めることが難しい、第７段階以上の合計所得金額の区分段階の開きがあり過ぎるなどの声が多くありました。

今回改定の特徴として、今まで声を出していなかった第８段階以上の、いわゆる高所得者からの御意見も数多くございました。

所得段階の細分化につきましては、低所得者への配慮といたしまして、第３段階を２つに区分し、特例第３段階を新たに設けております。また、第７段階を３つに区分し、本人課税で合計所得が200万円以上400万円未満を第７段階とし、新たに400万円以上600万円未満を第８段階、600万円以上を第９段階と設定しております。したがいまして、今回の保険料は９段階11区分という設定になっております。多段階化を設定したことにより、高所得者層に対し負担能力に応じた負担を求めた結果、介護保険料の基準額を下げることができました。

次に、厚生労働省がことしの１月21日に、第６期に向けた介護保険制度改定の方向性を発表したことを、広域連合はそういう情報を知っているかという御質問です。

お答えいたします。

議員御質問をされた内容につきましては、１月21日に開催された社会保障審議会介護保険部会に、平成24年度の介護保険法改正と介護報酬改定の検

証などのほか、議員の御発言にありました制度改革に係る社会保障・税の一体改革に係る内容が厚生労働省から提示されております。この内容が社会保障制度改革国民会議でも並行で議論され、その内容の可否が審議され、厚生労働省はこれを受けまして、介護保険法改正が必要な場合は平成26年の通常国会に提出する予定とされております。

今回、社会保障審議会に提出された資料は、平成23年11月に同審議会で方向性が決定され、第５期ではその実施が見送られたものであります。本広域連合も介護保険者としてその審議過程には注目し、その審議内容等については理解をしております。

また、本広域連合の見解ですが、厚生労働省の老健局のほうで制度改正に向けた課題を整理がなされ、今般、社会保障審議会の介護保険部会で議論をするということになりますが、平成25年の遅くとも夏までには、次期制度改正の検討が始まるものと考えております。議論の内容を広域連合としては注意深く見守っていきたいと考えております。

○大島豊樹消防課長

議員の御質問にお答えをいたします。

救急医療情報キットにつきましては、高齢者などの安全・安心を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、薬剤情報を記載した書類を本人の顔写真などと一緒に容器に入れて冷蔵庫の中に保管することで、万一の緊急時に使用されるものでございます。

救急現場におきましては、傷病者御本人の情報を早期に得ることが困難な場合もあります。このような場合につきましては、救急医療情報キットを利用して情報を得るという意味では有効であると考えております。

しかし、活用するに当たりましては、幾つかの課題があるということも認識をいたしております。

まず、１つ目の課題といたしましては、利用される方が救急医療情報キットの内容をよく御理解の上、情報を確実に更新していただく必要があること。２つ目の課題といたしましては、救急隊は３名で活動し、傷病者の救命処置等を最優先し、救急医療情報キットを確認するいとまがない場合があること。また、３つ目の課題といたしましては、傷病者の症状に応じた医療機関へ搬送する必要がありますので、必ずしもかかりつけの医療機関へ搬送されない場合があること。また、救急隊は傷病者の救命処置を最優先といたしますので、御家族などへの連絡が後回しになる場合もございます。

佐賀広域消防局といたしましては、以上のような課題が解消できれば、救急現場においても活用できるのではないかと考えております。

以上です。

○山下明子議員

それでは、一問一答に移らせていただきます。

まず、介護保険料、利用料の負担軽減ですが、本当に多くの声が上がったという、寄せられたということで、保険料に関しては、今までは余りこういう答弁はなかったんですが、さすがに多かったと。これまで声を上げてこられなかった高額の部分からも寄せられたということは、やはり特徴だったんだろうと思います。

振り返ってみますと、今の第７段階に当たる人たちというのは、昔ならば、最初のころは第４段階ぐらいですから、まだそんなに高い保険料ではないような状況なのが一気に上がってしまったと、今度の新設によってですね。そういうことも含めての反映だったとは思いますが、そこですね、やっぱり本当に払えない人たちがこれからふえていくんではないかというふうに本当に心配をしております。

そういう中で、介護給付基金を使って保険料を据え置いたり、引き下げた自治体もあります。佐賀中部広域連合では、この点どう対応してきたのかということについて伺いたいと思います。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

御質問にお答えいたします。

初めに、全国の保険料の改定状況について申し上げます。

全国で1,566の保険者がございますが、そのうち基準額を引き上げた保険者が1,464、据え置いた保険者は77、基準額を引き下げた保険者が25あ

りました。

介護給付費基金は、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、平成12年度の制度発足とともに設置された基金でございます。平成24年度末基金残高見込み額は約９億3,000万円であり、この残高は、平成23年度末の基金現在高７億6,000万円に、財政安定化基金交付金１億4,000万円と平成24年度基金積立見込み額２億円を積み立て、第５期の平成24年度分の取り崩し額１億7,000万円を差し引いた額となっております。

第５期においては、本広域連合の対応といたしまして、第４期の３カ年分の介護給付費基金７億6,000万円のうち７億3,000万円を取り崩し、これに財政安定化基金交付金１億4,000万円を加えまして、保険料上昇を抑制することとしております。

結果といたしまして、介護給付費基金の効果により248円、また、財政安定化基金交付金の効果によりまして49円、合計の297円の保険料が軽減され、基準額5,567円から5,270円ということで、介護保険料の軽減に寄与したと考えております。

○山下明子議員

基金と財政安定化のほうと合わせて297円軽減されたんだと。1,000円近く上がって軽減されたという実感が、皆さん本当ないだろうと。現実には上がっていますからね。

それで、特に先ほど寄せられた声の中に、もう生活が苦しくて払えないという声があったと紹介がなされております。配付されましたこの資料によりますと、最後のページのほうで、介護保険料の減免状況というのが58ページにございますけれども、この介護保険料の減免実績が非常に低いと。私もたびたびこれは指摘しておりますけれども、平成24年の１月１日現在で、低所得者減免は４件で５万1,504円、災害減免が６件で19万2,841円、合計10件で24万4,345円です。ことしの１月１日現在では、低所得者減免が５件で４万2,993円、災害減免は３件で７万5,320円、合わせて８件、11万8,313円にすぎません。広域連合内の高齢者は８万4,530人いらっしゃるわけですね。それで、所得段階ごとの人数から考えても、到底こんな10件とか、そういう減免の状況では本当は足りないんじゃないかというふうに思うわけですね。

一方、保険料未納の状況を所得段階別に調べた資料がこの下のほうにありますけれども、最も未納の多いのが所得第２段階で510人ですね。これが未納者の26.19％。次に、特例第４段階で378人、19.41％、そして、第５段階の279人というふうに続きますけれども、基準保険料となる所得第４段階以下の未納者の方が1,466人ということで、全体の75.29％を占めています。このことから見て、現在の保険料の減免制度のハードルが非常にやはり高いのではないかというふうに考えますが、この見直しを考えることはできないのか、改めて伺います。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

介護保険料は社会保険制度であり、保険料の全額減免、収入のみに着目した一律減免、それから、保険料減免分に対します一般財源の投入による保険料の減免は適当でないという国の三原則を遵守すべきと考えております。したがいまして、新たな財源を投入しての独自減免制度を設ける考えはございません。

また、本広域連合の生活困窮者の現行の要件は、生活保護基準生活費を基準に設定しており、現時点におきまして生活保護基準生活費が上がっていないため、減免要件を緩和する考えはございません。

なお、議員お尋ねの未納者の第４段階以下の割合が75％、これは第５期で新たに設けました所得段階に振り分けたものを資料のほうに提示させてもらっております。それぞれの年度で賦課した所得の段階とは異なりますので、死亡、それから転出、それから分割納付をされた方もこの中には含まれております。

○山下明子議員

今の減免制度の見直しについては、ずっと繰り返されている答弁をそのままま繰り返されたなと思うんですけれども、最後のですね、今の減免制度が中部広域連合においては生活保護基準に従ってやっていると。で、生活保護基準が上がっていないので、この基準も上げるつもりはないと言われましたが、今むしろ、この生活保護費の生活

扶助費を３年間で段階的に削減しようという動きがありますよね。だから、今でも低いのに、生活保護基準が下がったら、下げるつもりなんですか。今でも当てはまる人が少ないのに、生活保護費が下がりましたから、これでハードルもまた厳しくしますよということになるわけですか。それは本当に、今でさえ10件ぐらいしかならないのに、一体どうなるのかというふうに考えますけれども、やっぱりここは現行基準の緩和をしなくては払えない人がふえるだけではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか、見直しを求めますが。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

現在、減免要件につきましては、生活保護基準とリンクしております。生活保護の詳細な法改正の情報については、今現在つかんでおりませんので、法改正による厚生労働省の発表を見て決定すべき事項だと考えております。

○山下明子議員

法律が決まってからというよりも、要するに考え方として、今の生活保護基準が上がらないから上げないというなら、下がったら下げてしまうのかって私は聞いたんですよね。でも、それではいけないでしょうという質問をしているわけなんですよね。だから、ちょっとそこはきちっと捉えて答弁をしていただきたいと思いますけれども、私は本当にこれは見過ごすべきではないと。自然に従っていくという考え方は非常にまずいというふうに思いますので、そこはしっかり捉えていただきたいと思いますが、もう１つですね、利用料のほうもちょっと係ってまいります。

利用料の負担軽減については、幾つか制度がございますけれども、お聞きしたいのは、特定社会福祉法人による利用者負担軽減制度というのがありますね。生計困難な場合に、原則として１割負担の部分と食費、居住費の４分の１が軽減されるということですが、これは社会福祉法人によるということで対象が限られておりまして、それ以外が設置しているところの介護サービスに関しては、それを利用している人は関係ないわけですね。

で、ある67歳の男性の御相談を受けたんですが、半身不随の奥さんをその方は働きながら介護なさっているわけですが、医療法人の施設に入ったところ、食費、居住費は保険の対象外ですから、非常に高いと。介護サービスの１割も高いのに、それよりもっと高いということで、もう払えないので自宅に引き取らざるを得なくなったそうなんですよ。だけれども、自分が働かなくては収入もなく、介護費用も払えなくなるということで、本当に悲鳴を上げておられます。

社会福祉法人の施設といえば、要するに特養ということになりますけれども、その待機者は全体で1,500人ということがいつも言われておりますよね。ですから、別の施設に入りながら特養の入所を待っている人もいるということを考えたときに、本当にその人たちには重い負担を強いていることになります。高額サービスだとかありますけれども、一旦払わなくてはいけませんからね。だから、一旦払うということがきついわけですから、そういうことを含めて、やはり社会福祉法人以外の施設も対象にして、連合独自の利用負担軽減措置を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度につきましては、社会福祉法人が利用料をみずから負担し、低所得者を対象としております。なお、構成市町が財源補填の実施主体というふうになっております。対象サービスとして、先ほどは特養というふうに具体的に挙げられましたが、居宅サービス、それから施設サービス、地域密着型サービスなどの社会福祉法人が運営する事業全般であります。対象者は住民税世帯非課税で、諸要件を満たす必要がございます。軽減割合はサービス料の１割負担額、その１割と食費、居住費等の４分の１というふうになっております。構成市町の実績といたしまして、平成23年度は対象者77人、助成額271万円でございます。

議員の御質問は、当該制度を社会福祉法人以外のサービス事業者を含め、拡大してはどうかということでございますが、社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的とする、その高い公共性から、税制面での優遇措置など公益的な保護を受け

ており、対象を拡大し、社会福祉法人以外のサービス事業者に同様の負担を求めることは難しいものと考えております。

佐賀中部広域連合としましては、低所得対策は国の責任と負担のもとで行うべきと考えておりますので、独自に新たな軽減策を行うことは今のところ考えておりません。現在、介護保険の制度上なされている高額介護サービスなど、既存の軽減制度を有効に活用していきたいと考えております。

○山下明子議員

公益的な法人だからということでの施設に対する補助金だという捉え方をされていればそういう発想になると思うんですが、そこの提供しているサービスを利用している人たちの負担を軽減するんだというふうに考えたときには、やっぱりそこの、たまさか社会福祉法人がやっているサービスが受けられる人はいいけれども、そうではないところのサービスしか、いろんなことで受けられないと、パンクしてしまってこっちに行かざるを得ないというふうなことになると、先ほどの私が紹介したような67歳の老老介護の方のような話になっていくわけですよ。結局、自宅に引き取っておられるわけですよね。

それで本当に中部広域連合がうたっている、幾つになってもその人らしく、その地域で安心して過ごせるというやり方になっていると言えるんでしょうか。国がやるべきだといって、じゃあ、国がやるのを待っている間に、その人たちがもう亡くなってしまうのを待つんですか。広域連合としては、やっぱり施設に対する補助ではなく、施設の提供しているサービスを利用している人の負担を軽減するという発想に私は立つべきだと思いますが、そこのところはちょっと発想の転換をしていただきたいと思うんです。

私、ちょっとこれに関しては、後からもう一回別のことで他の地域のことを紹介いたしますので、そのときはもう一回このことは言います。

それで、もう１つは、食費、居住費の補足給付というのがございますね。生活保護程度の厳しい方たちへの対応。これは今、件数はどのようになっていますでしょうか。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

議員の御質問にお答えいたします。

まず、食費、居住費の補足給付である、名称は特定入所者介護サービス費という名称になっております。これについて御説明させていただきます。

このサービス費は、低所得者が介護保険３施設及びショートステイを利用した際の食費、居住費について給付を行うものでございます。平成23年度の実績といたしましては、請求件数が２万5,512件、給付額が８億174万円でございます。

○山下明子議員

これはやはり多いですよね、請求。だから、よほどやっぱり大変なんですよ、結局。高齢者の年金の状況だとか、いろいろ考えたときに、そういうレベルなんだということは、やっぱり頭に置いておいていただきたいと思うんです。

そうしたときに、介護給付基金ですね、先ほどはもう余りないようなことを言われていましたけれども、私はこれを財源として、もう一回保険料、利用料の軽減策が図れないのかということを改めて伺いたいと思います。今の補足給付は確かに額が多いですよ。ただ、その前の社会福祉法人の分が77人で271万円だとか、それから、最初に言いました保険料の減免制度がもう10万円とか20万円とか、そういうことですよね。ですから、そのぐあいから考えたときに、もっと軽減策が、新たな財源ではなく、ここにある給付基金を財源として図れないかどうか伺います。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

お答えいたします。

介護給付費の基金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、第４期の３カ年における基金の７億6,000万円のうち７億3,000万円は、第５期期間中の保険料上昇を抑制するために取り崩す計画をしているものであります。これはあくまでも計画したものであり、確定したものではございませんので、保険料減免及び利用料の軽減に転用するということはできません。

○山下明子議員

私、実はこの質問は昨年の２月定例会でもしましたし、そのときに紹介したんですけれども、改

めて思い起こしていただきたいのですが、介護・広域委員会で愛知県の知多北部広域連合を視察いたしましたときに、保険料と利用料の独自減免をされているということを資料をいただきまして、それは事務局でも持っておられると思いますけれども、ちょっと改めて紹介いたしますが、知多北部広域連合としては、先ほどの国の三原則、全額減免はしない、一律減免はしないというふうなことですね、新たな財源は使わないと。その同じ中でも、例えば、佐賀では世帯全員で預貯金は180万円以下ですよというふうになっているのが、預貯金は350万円以下で、世帯人員が１人ふえるごとに100万円加算をしてもいいという条件だとか、そういう条件の中での所得に応じて、保険料の――もちろん全額減免ではありません。ただ、３分の１、２分の１、最大３分の２軽減しますと。ゼロにはしないけれども、そこまで下げますということがあります。佐賀では、第３段階の人を第２段階にしますというだけですよね。ですから、やり方がそういう点で違っています。ですが、これは厚生労働省の言っている三原則からはみ出てはいないわけですよね。

それからもう１つ、利用料の減免も独自にされています。これは世帯収入が年間98万円以下で、保険料所得段階が第１段階、第２段階、第３段階というふうに分けて、世帯収入が年間66万円以下の人には４分の３の減免、98万円以下の所得第３段階の人には２分の１減免といったような形で、段階をつけて利用料の減免をしているわけです。

だから、どこの施設のサービスを受けているかということではなくて、その人の所得がこういう状況で利用料が大変厳しいのであれば、それに応じて減免しますよという、まさに利用者の負担軽減ということになっているわけですよね。それは広域連合でありながら独自でされているということですから、私は今、７億幾らあるけれども、これは計画で取り崩すかもしれないから使えませんというふうに言われましたが、そうかたくなにおっしゃらずに、もしこういうことを佐賀でやるならば、どれぐらいかかるだろうかといったことについての試算ぐらいはしてみる価値はあるんではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

試算ぐらいしたらどうかということですが、この３年間で７億6,000万円、計画では3,000万円残りますが、これは計画期間３年間で、給付費は822億円の給付を見込んでおります。それに占める割合というのは、3,000万円のうち0.03％程度で、ごくわずかでございます。いわば全体に占める割合というのは物すごく少ないものでございますので、基金の趣旨から考えて取り崩すことはできない、先ほど申し上げましたが、試算も改めてするということは今現在考えておりません。

○山下明子議員

私は、試算をして、やっぱり無理ですよと言われるなら、まだ話はわかるんですよ。ですが、さっきから言っていますように、保険料の減免の件数と額を見てくださいよ。そして、広域連合内にいる高齢者の数を考えてください。本当にそこを考えたときに、試算ぐらいはしてみて、じゃ、ちょっとこの辺はハードルを緩くしてもいいのかなとかいうことはあり得るでしょうし、それから、現に先ほど言いましたように、生活保護の基準が下がったときにどうするのかとか、そういうことはやっぱり考えておかないと、第６期の事業計画の策定委員会ができてから話し合いますよということでなく、常々やっぱりここは考えておくべきだというふうに思います。

この点については、今度高齢者の要望等実態調査がありますよね。それで、前期のときに国が示した水準ではちょっと不足なので、追加の調査項目を入れて、また追加の調査がなされました。ですから、今回は、やはり先ほど午前中も実態をつかんだらどうかという話があっておりましたけれども、制度が変わったことによるサービスの問題も含めて、保険料が上がってどうだったのかとか、どうなのかというあたりをやはり調査項目に入れながらやっていくということなしに、もし国に対して物を言おうとしても、根拠となるものがなければいけないと思いますので、その辺を考えていくことは私は必要だと思いますが、その点だけちょっとどうですか。調査に入れるということです。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

今回、当初予算のほうに高齢者要望等実態調査の経費を計上しておりますが、これについては10月１日を基準日として実施を行います。それで、前回の質問は、国が示したニーズ調査の項目に加えて、県の保険者の団体で統一様式をつくりましたので、それに加えて数項目は加えております。でも、不足ということでございましたので、追加調査、あるいは補足調査の２回の調査を行っております。今回も、それはもう必ず前の轍を踏まないように調査項目に加えるよう検討をしていきます。

○山下明子議員

調査項目を精査する場合に、ぜひそういうことは本当に検討していただきたいと思います。

次に、これだけ現場の財政が厳しいと言われている中で、やはり介護給付費が保険料50％、公費50％ということで構成されていますけれども、その公費50％の中で、制度当初は国が25％かっちりということがあったのが、今は国は20％プラス調整交付金というふうになってしまっています。地方によっては25％以上交付されるところもあれば、結局、20％しか交付されないというところもあったりするということになっていますが、本広域連合においては、この国の調整交付金の割合と額がどうなっているか、それが被保険者の負担軽減に役立っているかどうかということを伺いたいと思います。

もし国が当初の25％を負担したとすれば、その上に調整交付金を５％出したということになれば、これを今の基準額で換算したらどうなるかということを含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

調整交付金は、市町村格差による介護保険の不均衡の是正を行うために、標準給付費の５％を総額として国のほうから交付を受けるものであります。平成23年度の保険料給付費決算総額が約240億円であり、調整交付金の額は交付率6.31％により、約15億1,000万円というふうになっております。第４期は、第１号被保険者保険料負担割合が20％でありますので、調整交付金の交付率が５％より1.31％多くなっているために、保険料の負担割合が18.69％というふうになりました。標準的な調整交付金の率５％より多くなっているために、本広域連合においては保険料の軽減に寄与していると考えております。

また、現在の国の定率負担分20％を25％とし、調整交付金率５％を国から別枠化として別に交付を受けた場合の基準額は4,224円になります。これは第５期の基準額の保険料5,270円と比較しますと、1,046円減額になります。

○山下明子議員

今までも見てきたように、介護保険制度は今、保険料においても、サービス利用においても、年金額から見たときに、高齢者の負担の限界を招いているんではないかと思います。もともと介護が福祉の制度であったときには、所得による負担の違いはあったにせよ、利用者の負担は、例えば、非課税世帯なら無料だったし、財源構成も国は２分の１から、多くて４分の３ぐらい出すというサービスもあったわけですよね。そういうことを踏まえるなら、私はせめて国庫負担率を定率25％にして、調整交付金を外出しにするということは、強く強く国に求めていただきたいと思うんですけれども、この点については、ちょっと事務局長の答弁を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松尾安朋事務局長

山下議員の質問にお答えいたします。

本広域連合といたしましては、本広域連合を含みます全国の25の団体が加入しております全国介護保険広域化推進会議というものがございます。この中で、これまでも各保険者に対し、給付費の25％を確実に配分し、また、現行の調整交付金は別枠化することということに対して、今までずっと国に対して要望しております。また、今後もこの要望については続けていきたいと考えております。

○山下明子議員

ありがとうございました。それは、だから議会としてもぜひ頑張らないといけないかなという感じがするぐらいのことなんですが、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に、２つ目の第６期の介護保険制度のことに関して伺います。

審議内容については理解をしていたということでした。第５期の中でも話が出ていたのでと。ただ、その内容的には理解しているということではあったけれども、じゃあ、第５期のとき、一体どういう対応をなさったのかということなんですね。最後のところで注意深く見守っていきたいというふうな話があっておりましたけれども、それではとても足りない中身ではないかと、今から話されようとしている中身は。どうでしょうか。第５期のときの対応。

○廣重和也副局長兼総務課長兼業務課長

第５期の対応でございますが、介護保険事業計画を作成する上で、制度の改正については重要な情報であり、特に住民の方に直接結びつくような内容は、介護保険者としてどう対応すべきかについて慎重な検討を重ねてまいります。検討過程におきまして、介護保険事業計画策定委員会において審議を行っていただく必要があるため、制度改正の方向性が決定されているものは、委員会にその都度報告し、審議していただくことを考えております。

○山下明子議員

制度改正の方向性が決定したものは審議してもらうようにするということですが、決定されては困るようなことについて、手をこまねいていては困ると私は思うんですよね。先ほどから軽度者に対しての負担増だとか、軽度者は利用しにくくなるとか、低所得の人にも負担がふえるということを総括のときにいろいろ紹介いたしました。それはわかっているとおっしゃっているわけですがね、わかっているならば、本当に決まるまで何をするんですかということを言いたいんですね。

先ほど調整交付金に関しては、力を合わせて物をおっしゃっているというふうなことが事務局長のお答えで見えてきたんですが、今、こういう動きがあるということに対して、やはりこのまま進んだら、現場では本当に大変なことになりますよということを現場から言わなくてはいけないと思うんですけれども、その点について、特に第６期の事業計画の策定にかかわることですから、最初にも言いましたけど、2015年の４月といえば、2014年の４月に消費税が８％に増税されると。で、2015年の10月には10％に増税されるという計画がありますよね。その間にこのいろんな負担増が介護においては出てくるということになったら、もう高齢者にとってはトリプルパンチで来るわけですよ。ですから、ここはやはり地域住民の実態に寄り添って、利用者負担を強めたり、あるいは介護サービスが受けにくくなるような動きに対しては、かちっと物を言っていくという姿勢が私は必要だと思うんですが、これに関してはちょっと最後、連合長の受けとめと決意といいますか、そこをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○秀島敏行広域連合長

第６期に向けてどうするのかと。今、第５期に入って１年目でございまして、推移がまだ十分確定をしていないという段階でございます。そういう中で、さきに討議をされた分が今回また議論をされているというふうなことで心配をされております。

今出ておりますこの介護保険、社会保障制度の一つではございますが、あくまでも保険制度でございます。特に団塊の世代が加わってまいるというようなことで、誰が一体それを負担するのかと。で、負担ができる範囲内での保険制度となると、どこかにやっぱり見直さなければならない部分は出てくるんじゃないかなと、そういうふうにも思います。

そういう中で、負担ができないような人がたくさん出てくるとか、きついとか、そういう部分で本来の制度の趣旨から外れるような討議をされては困りますので、そういった部分をやっぱり見ながら、物を申していくときには物を申していかなければならないと思います。きょうは佐賀県の市長会の会長もおられますし、そういうところで議論をしたり、あるいはこれを九州、あるいは全国に持っていって、それぞれに要望すべきところは要望していかなければならないと。今のところはまだそういうところが見えていないと。ただ、今までの制度よりももっと厳しい部門を議論される

ということは出てくるとは思います。

○山下明子議員

本当に今までより厳しくなるならば、ちょっと言っていくことは言っていかなきゃいけないということで、それはもうぜひお願いしたいのです。そして、やっぱりその裏づけとなるための試算だとか、調査だとか、そういうことはしておかないと、物を言うときに言えないと思いますので、そこはぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

以上でこの質問は終わります。ありがとうございます。

最後に、救急情報キットの件なんですが、幾つかの課題を提示していただきまして、これがクリアされるならばいいんじゃないかということだったと思います。実際、今、佐賀県内でも唐津市さんが救急医療情報キットを導入されているということなんですが、運用状況などについて意見交換などをされていますかどうか、お尋ねいたします。

○大島豊樹消防課長

お答えいたします。

唐津市の運用状況をどう把握しているかという御質問と思いますけれども、唐津市の運用状況につきましては、唐津市の消防本部のほうに問い合わせをいたしました。唐津市消防本部によりますと、この救急医療情報キットは、唐津市の福祉部局において検討され、平成24年、昨年の10月から在宅の75歳以上の高齢者のみの世帯に、各地区の民生委員さんが対象世帯を訪問されて配布されております。

唐津市が導入に当たりましては、福祉部局から消防本部に対して、容器内に入れる緊急連絡カードに記入する内容についての意見を求められたということで、その唐津市消防本部の意見としては、高齢者みずからが記入されるので、記入欄を大きくしてほしいと。カードに記載する内容も、必要最小限にしてもらいたいということでお願いをしたということです。

活用事例といたしましては、玄関に救急医療情報キットのシールを張られていたために、救急隊が冷蔵庫を確認し、御家族の連絡先などを知ることができ、搬送先病院へその家族がいち早く来院することができたという事案もあったということでございました。また、その一方では、玄関及び冷蔵庫にシールを張られていたにもかかわらず、冷蔵庫の中を探したところ、保管されていなかったというような事案もあったということでございました。

このようなことで把握をいたしております。

○山下明子議員

うまく見つかって家族に連絡ができたというケースと、張られていたけれども見つけられなかったというケースとですね、ケースがなくてという、いろいろあるんだなということがわかったんですが、唐津市さんの場合には高齢者の方、しかも高齢者のみの世帯にというふうに限られているようですが、今、全国的に広がっているやり方は、必要な人が使えるようにということで、ホームページからダウンロードして、自分でつくって、誰でもできるようになっているという、そういうやり方をする自治体もあるようで、それは年齢だけでなく、年齢関係なしに持病を持っている方だとかいらっしゃいますので、そういういろんな広がり方をしております。ですから、もし今後、構成市町においてこの救急情報キットをやってみようかという場合に、消防のサイドからの留意点というのがもしあれば、最後にお聞きしたいと思いますが。

○大島豊樹消防課長

お答えいたします。

構成市が救急医療情報キットを導入する際の課題を解消するための消防の意見ということでございますけれども、救急隊は傷病者に対しまして最善を尽くした活動を行っており、救急医療情報キットを必ずしも活用できない場合があることを前提に述べさせていただきます。

先ほど３つの問題点ということで申し上げましたが、そのほかには、構成市で救急医療情報キットを導入される場合、留意していただきたいのは、それぞれの市で取り組みに大きな違いがございますと、救急隊は当該キットの有無を常に意識しながら活動をすることになります。現場滞在時間を

要し、医療機関への搬送がおくれるという場合も考えられますので、できるだけ統一した形で進めていただく必要があるというふうに考えます。

内容的には、次のようなことが考えられます。１つ目は情報内容の更新、２つ目は仕様や情報内容について、３つ目は設置場所や表示について、４つ目は配布対象者などでございます。こういうものを統一していただきたいということでございます。

いずれにいたしましても、救急医療情報キットを、利用者や御家族の方々が取り扱い方を含めまして十分理解していただく必要があるというふうに考えますので、導入の際には十分広報、そういうものをしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○山下明子議員

率直な御意見をいろいろお示しいただきましたので、また今後、佐賀市は佐賀市でもまた提案もしていきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○武藤恭博議長

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終結いたします。

◎　議案の委員会付託

○武藤恭博議長

これより議案の委員会付託を行います。

第１号から第24号議案、以上の諸議案はお手元に配付いたしております委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたします。

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

第１号議案　平成25年度佐賀中部広域連合一般会計予算

第２号議案　平成25年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算

第４号議案　平成24年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第２号）

第５号議案　平成24年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）

第７号議案　佐賀中部広域連合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例

第８号議案　佐賀中部広域連合事務分掌条例等の一部を改正する条例

第９号議案　佐賀中部広域連合副広域連合長定数条例の一部を改正する条例

第22号議案　佐賀中部広域連合広域計画について

第23号議案　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について

○消防委員会

第３号議案　平成25年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算

第６号議案　平成24年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第２号）

第10号議案　佐賀中部広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

第11号議案　佐賀中部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第12号議案　佐賀中部広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

第13号議案　佐賀中部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

第14号議案　佐賀中部広域連合職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第15号議案　佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第16号議案　佐賀中部広域連合行政財産使用料条例の一部を改正する条例

第17号議案　佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例

第18号議案　佐賀中部広域連合長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例

第19号議案　佐賀中部広域連合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を

改正する条例

第20号議案　佐賀中部広域連合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

第21号議案　佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例

第24号議案　高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の委託について

◎　散　　会

○武藤恭博議長

本日の会議はこれで終了いたします。

本会議は２月12日午前10時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時４分　散　会

平成25年２月12日（火）　　午前10時00分　開議

出　席　議　員

１．平　間　智　治	２．飯　守　康　洋	３．諸　泉　定　次
４．松　尾　義　幸	５．野　副　芳　昭	６．佐　藤　知　美
７．大　隈　正　道	８．筒　井　佐千生	９．山　下　伸　二
10．山　田　誠一郎	11．松　永　幹　哉	12．松　永　憲　明
13．原　口　忠　則	14．川　副　龍之介	15．野　中　宣　明
16．亀　井　雄　治	17．福　井　章　司	18．山　下　明　子
19．黒　田　利　人	20．武　藤　恭　博	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀　島　敏　行	副広域連合長	横　尾　俊　彦
副広域連合長	江里口　秀　次	副広域連合長	松　本　茂　幸
副広域連合長	江　頭　正　則	副広域連合長	御　厨　安　守
監査委員	松　尾　隼　雄	会計管理者	陣　内　康　之
事務局長	松　尾　安　朋	消防局長	手　塚　義　満
副局長兼総務課長兼業務課長	廣　重　和　也	消防副局長兼総務課長	石　丸　忠　夫
認定審査課長兼給付課長	鳥　井　　武	副局長兼総務課長兼業務課長	廣　重　和　也
予防課長	山　領　政　信	消防課長	大　島　豊　樹
佐賀消防署長	野　田　公　明	通信指令課長	鷲　崎　徳　春

◎　開　　議

○武藤恭博議長

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

◎　委員長報告・質疑

○武藤恭博議長

日程により委員長報告を議題といたします。

介護・広域委員会審査報告書

平成25年２月６日佐賀中部広域連合議会において付託された第１号、第２号、第４号、第５号、第７号から第９号、第22号及び第23号議案審査の結果、

原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成25年２月12日

介護・広域委員会委員長　平　間　智　治

佐賀中部広域連合議会

議長　　武　藤　恭　博　様

消防委員会審査報告書

平成25年２月６日佐賀中部広域連合議会において付託された第３号、第６号、第10号から第21号及び第24号議案審査の結果、

原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成25年２月12日

消防委員会委員長　　黒　田　利　人

佐賀中部広域連合議会

議長　　武　藤　恭　博　様

○武藤恭博議長

付託議案について、お手元に配付いたしておりますとおり、審査報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

○平間智治介護・広域委員長

おはようございます。

介護・広域委員長報告。

介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第１号議案　平成25年度佐賀中部広域連合一般会計予算のうち事業計画費について、委員より、高齢者要望等実態調査について、今回、対象者がふえたのはいいことであるが、前回の調査では国の調査方針もあり、利用者本人の要望を聞く項目がなかった。調査の内容を今後のことに生かそうとするならば、そういった項目を初めから盛り込んで意見を聞けるようにすることが必要と思うとの意見があり、執行部より、前回の経験を踏まえ、利用者や被保険者、その家族の方々の意見を捉えられるように実態調査の項目をつくっていきたい。国の調査方針は引き続くが、必要な項目は加えていきたいとの答弁がありました。

なお、第22号議案については消防委員会の所管に関連することから、両委員会による連合審査会を開催し、審査を行いました。

以上の審査を経て、採決に際し、第２号議案　平成25年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について、委員より、介護保険料や制度の改定により高齢者、特に低所得者の負担感は相当なものであり、介護保険料、利用料に係る軽減策を広域連合で実施すべきなので、可決することに反対であるとの意見がありましたが、採決の結果、第２号議案は賛成多数で、その他の議案は全会一致で、それぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で、介護・広域委員会の報告を終わります。

○武藤恭博議長

なお、消防委員長からの口頭での報告はないとのことでございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終結いたします。

◎　討　　論

○武藤恭博議長

これより討論に入ります。

討論は、第２号議案　平成25年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について行います。

なお、討論についての議員の発言時間は、10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○山下明子議員

おはようございます。私は、第２号議案　平成25年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

平成25年度は第５期介護保険事業計画の中間年度であり、第５期からの保険料の大幅引き上げ負担増や、介護サービスの切り下げなどの事態に住民の悲鳴が上がっている中で、安心できる介護保険にしてほしいという願いに当広域連合として応えられるかどうかが問われています。

今回の保険料の引き上げは基準額で1.7倍に上り、4,292円から5,270円へと978円アップしました。収入のない生活保護世帯水準でも489円アップで月額2,635円、新設された所得第９段階では4,100円もアップされ、月額１万540円にもなったということで、広域連合事務局にも第７段階以上の世帯も含めて、これまでになく保険料に対する苦情が寄せられたということが一般質問の答弁でも明らかにされました。特に、年金収入が下がっているのに保険料が上がるとはどういうことかという声があったことも示されました。

また、利用料についても、利用料の１割負担が苦になって受けたいサービスを我慢しているという事態や、施設入所の方によると、保険の対象から外された食費や居住費の自己負担が重過ぎて、結局、社会福祉法人以外の施設に入った方で施設を出ざるを得ず、働きながらの老老介護を強いられているというケースもあります。

安心して利用できる制度のためには、まず保険料、利用料の負担軽減措置の拡充が求められますが、利用料については独自の軽減措置はありませんし、保険料については独自権限の制度があるというものの、その適用は2013年１月１日現在で、連合管内全体で高齢者が８万4,530人いる中にわずか８件、11万8,313円、その中の低所得者減免は５件、４万2,993円にすぎません。

執行部はいつも、減免したらその財源をどこから持ってくるかが問題と言われますが、基金の繰入残高や剰余金のほんの一部を活用するだけでも、その利用料も含めて負担軽減はできるはずです。それをやろうとしないまま、幾ら住みなれた地域でその人らしくとスローガンを掲げても、実態に合わないのではないでしょうか。

一般質問でも紹介したように、愛知県知多北部広域連合では、佐賀と同じ厚生労働省の３原則の範囲内であっても、所得に応じて佐賀よりも手厚い保険料や利用料の負担軽減策を独自に講じておられることから見ても、やろうと思えば踏み出せないことはないといえます。

これから第６期に向けての高齢者要望等実態調査が行われますが、生活支援の介護報酬の見直しによる時間設定の変更が及ぼした影響や、保険料改定が及ぼした影響など、制度の改定に伴う実態調査を項目に加えることや、介護家族、サービスを提供する介護事業者の実態も独自に主体的に把握しながら、必要な介護が安心して受けられるようにするという原点に立ち戻った対応をされることを強く望みます。

一般質問のやりとりなどでは、制度改定後の影響を連合独自につかむという姿勢に乏しく、そうした取り組みが不十分なまま、今すぐにでも必要な措置が講じられていないという点で、本特別会計予算に対する反対討論といたします。

○武藤恭博議長

以上で討論は終結いたします。

◎　採　　決

○武藤恭博議長

これより第２号議案を採決いたします。

お諮りします。本案は委員長報告どおり原案を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数と認めます。よって、第２号議案は委員長報告どおり原案は可決されました。

次に、第１号、第３号から第24号議案を一括して採決いたします。

お諮りします。本案は委員長報告どおり原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第１号、第３号から第24号議案は委員長報告どおり原案は可決さ

れました。

◎　追加議案付議・提案理由説明・質疑・委員会付託・討論

○武藤恭博議長

お諮りします。お手元に配付いたしております亀井議員外１名提出、平間議員外５名賛成による第26号議案　佐賀中部広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例及び第27号議案　佐賀中部広域連合議会会議規則の一部を改正する規則が提出されましたので、日程に追加し、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第26号及び第27号議案を日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。本案は提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第26号及び第27号議案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論は終結いたします。

◎　採　　決

○武藤恭博議長

これより第26号及び第27号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第26号及び第27号議案は原案のとおり可決されました。

◎　議決事件の字句及び数字等の整理

○武藤恭博議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎　会議録署名議員の指名

○武藤恭博議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において飯守議員及び松永幹哉議員を指名いたします。

◎　閉　　会

○武藤恭博議長

これをもって議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時14分　閉　会

会議に出席した事務局職員

議会事務局長　石橋　光

議会事務局副局長　手塚大介

議会事務局書記　百武義之

議会事務局書記　熊添真一郎

議会事務局書記　本村哲也

議会事務局書記　田中博徳

議会事務局書記　野田浩輝

議会事務局書記　溝上徹也

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

佐賀中部広域連合議会議長　　武　藤　　恭　博

佐賀中部広域連合議会議員　　飯　守　　康　洋

佐賀中部広域連合議会議員　　松　永　　幹　哉

会　議　録　作　成　者
佐賀中部広域連合議会事務局長　　石　橋　　光

（資料）一般質問項目表

○　一　般　質　問

佐賀中部広域連合議会
平成25年２月定例会

質問日	質問順	氏　　名	質問方式	質　　問　　事　　項
６日 （水）	1	佐　藤　知　美	一問一答	1　介護報酬改定は何をもたらしたか (1) 生活援助基準時間短縮によるサービス・利用者と業務への影響はどの様な形で現れているか (2) ヘルパー労働者への影響は (3) 利用者の気持ち、ヘルパーの気持ち、利用者とヘルパーの関係はどのように変化したか (4) 制度としては異なるが、各市町の軽度生活支援事業で、時間短縮を補うことができるか
	2	松　尾　義　幸	一問一答	1　法改正後の介護の状況 (1) 生活援助の見直しによる影響について 事業者や利用者の声が把握できているか (2) 訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格が引き上げられた。要件を満たす事業所、要件を満たさない事業所の状況について 上記に関して、事業所の報酬が１割減額されたところがあるか。 2　防災の出前講座について １昨年の東日本大震災を契機に、防災に対する意識が変わってきています。東日本大震災における、緊急消防援助隊佐賀県隊の活動などを使った出前講座を、小中高、老人クラブ、地域自主防災組織などを対象に希望をとって実施すること。
	3	諸　泉　定　次	一問一答	1　消防統合による課題について (1) 統合による人事交流の規模は (2) 吉野ヶ里町出張所（仮称）の人員体制（10名）と神埼署の人員体制について 2　体験施設の設置について 消防局に防災体験施設を設置する必要がある

質問日	質問順	氏　　名	質問方式	質　　問　　事　　項
6日 （水）	4	野　副　芳　昭	一問一答	1　佐賀中部広域連合での認知症の対応について (1) 佐賀中部広域連合内での認知症の人の数の推移はどうなっているか（平成23年度、平成24年度） (2) 認知症対応の介護サービスの施設及び通所の数の状況はどうなっているか (3) 今後の認知症の人への対応と方針はどう考えているか
	5	山　下　明　子	一問一答	1　介護保険料、利用料の負担軽減を 2　第6期介護保険事業計画にむけた、政府の介護保険制度「大改悪」の動きについて、佐賀中部広域連合の見解を問う 3　市町における「救急情報キット」の普及についての佐賀広域消防の見解は